

第百七十七回国
会

参議院文教科科学委員会会議録第二号

平成二十三年三月二十四日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

三月二十三日

辞任

横峯 良郎君

補欠選任

平山 誠君

出席者は左のとおり。

委員長

二之湯 智君

理事

神本美恵子君

藤谷 光信君

橋本 聖子君

水落 敏栄君

大島九州男君

斎藤 嘉隆君

鈴木 寛君

谷 亮子君

林 久美子君

平山 誠君

水岡 俊一君

石井 浩郎君

上野 通子君

熊谷 大君

義家 弘介君

草川 昭三君

西田 実仁君

江口 克彦君

田中眞紀子君

松崎 哲久君

衆議院議員

文部科学委員長

文部科学委員長

代理

第六部

文教科科学委員会会議録第二号 平成二十三年三月二十四日【参議院】

文部科学委員長
代理
古屋 圭司君

文部科学委員長
代理
池坊 保子君

修正案提出者
池坊 保子君

国務大臣
高木 義明君

副大臣
鈴木 寛君

文部科学副大臣
笹木 竜三君

文部科学大臣政
務官
林 久美子君

事務局側
常任委員会専門
員
古賀 保之君

政府参考人
文部科学大臣官
房文施設企画
部長
辰野 裕一君

文部科学省高等
教育局長
磯田 文雄君

文部科学省科学
技術・学術政策
局長
合田 隆史君

文化庁次長
吉田 大輔君

厚生労働大臣官
房審議官
石井 淳子君

厚生労働省職業
安定局派遣・有
期労働対策部長
生田 正之君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による被害について)

(文教科科学行政の基本施策に関する件)

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律案(第百七十六回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(二之湯智君) ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

議事に先立ち、一言申し上げます。

この度の平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害は大きな被害をもたらし、尊い人命を失いましたことは誠に痛ましい限りでございます。犠牲者の御遺族に対し哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆様にも心からお見舞いを申し上げます。

ここに、犠牲者の方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと存じます。

御起立をお願いいたします。黙禱。

(総員起立、黙禱)

○委員長(二之湯智君) 黙禱を終わります。御着席ください。

○委員長(二之湯智君) 委員の異動について御報告いたします。

昨日、横峯良郎君が委員を辞任され、その補欠として平山誠君が選任されました。

○委員長(二之湯智君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、文部科学大臣官房文施設企画部長辰野裕一君外五名を、また、展覧会における美術品損害の補償に関する法律案及び海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案の審査の

ため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、文化庁次長吉田大輔君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(二之湯智君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(二之湯智君) 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を議題といたします。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による被害について、政府から説明を聴取いたします。鈴木文部科学副大臣。

○副大臣(鈴木寛君) まず初めに、東北地方太平洋沖地震によりお亡くなりになりました多くの方々とその御遺族に深く哀悼の意を表しますとともに、被災地において厳しい避難生活を続けておられる多くの被災された皆様方に対し、心からお見舞いを申し上げます。

また、被災地において災害への対応に当たっておられる学校の教職員を始めとした皆様方に心から敬意を表するとともに、引き続き政府一体となり被害状況の把握に全力を尽くし、被災者の救援救助活動など災害応急活動に全力で取り組んでまいります。

去る三月十一日に発生しました東北地方太平洋沖地震に関し、被害情報と文部科学省の取組について御報告いたします。

今回の地震は、阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震の一千四百倍を超える規模であり、いまだ被害の全容は明らかではありませんが、既に阪神・淡路大震災を超える数の死傷者が確認をされているという状況であります。報道等によれば、被害の多くの部分は津波によるもので

あることなどが指摘されております。

文部科学省では、今回の地震発生後、大臣の指示の下に、直ちに省内に非常災害対策本部と原子力災害対策支援本部を立ち上げ、まずは被害状況の把握を始めとする緊急時対応に全力で取り組んでおります。

地震、津波による被害状況について御報告いたします。

今回の地震等による本日三月二十四日五時現在までの文部科学省関係の被害状況は、人的被害については、百八十七名の死亡のほか、一都十県で百八十九名の負傷が報告されております。また、物的被害については、校舎の倒壊、津波による流失、地盤沈下、外壁、天井の落下、ガラス破損など、被害を受けた公立学校等の文教施設は、岩手、宮城、福島など一都一道一府二十一県で七千五百二十九施設との報告を受けております。

こうした状況に対し、緊急的な対応として、学校施設や青少年教育施設等被災者を受け入れるとともに、国公私立の全大病院に対して災害派遣医療チームの派遣を要請し、二十三日現在、五十九大学から四百十二名が被災地に派遣され、活動しております。

次に、児童生徒が教育を受ける機会を確保するため、被災地の児童生徒への教科書の無償給与の取扱いや被災による就学援助等を必要とする児童生徒等に対して学用品や学校給食費が支給されるよう、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うことなどを要請するとともに、大学等に対して、授業料等の徴収猶予、減免や日本学生支援機構が行う緊急採用奨学金、応急採用奨学金制度の周知について、被災した学生等に配慮するよう通知いたしております。あわせて、学生生徒の卒業及び単位認定等の弾力的な取扱いについても適切な措置がとられるよう、各大学や教育委員会等に対して配慮をお願いしたところであります。

また、被災した児童生徒等を受け入れた学校において、臨時健康診断の実施や心のケアを含む健康相談を行うなどして児童生徒等の心の健康問題

に適切に取り組むよう、各都道府県教育委員会等に対して配慮を要請することと併せて臨床心理士等を被災地に派遣しております。

さらに、今回の地震の発生に際し、大学入試に關して、受験生の安全と受験機会の確保、入学手続期間の延長、入学金、授業料等の徴収猶予や減免等の柔軟な取扱いについて、各大学に対して最大限の配慮をお願いしたところであります。

これを受け、各大学では、試験の期日変更や試験方法の変更を行ったり、予定どおり試験を実施しながら追試等を実施するなど、受験機会の確保のために様々な措置を講じていただいたところであります。高校入試についても、被災地域の各都道府県教育委員会において入試日程の延期等の措置が講じられております。

また、昨今の厳しい就職状況を踏まえ、文部科学大臣及び厚生労働大臣の連名で、政府として学生生徒の就職を全力で支援すること、就職のことで困ったことがあれば学校やハローワークに相談してほしいという内容の学生生徒へのメッセージを出すとともに、主要経済団体等へ入社時期、採用選考活動及び採用等に関して、災害により被害を受けた新卒者等への配慮を要請しております。

続きまして、福島第一原子力発電所における原子力災害への対応について御説明申し上げます。初めに、放射線モニタリングについてでございます。

文部科学省としては、国民の安全や安心、政府の適切な対応に資するため、様々な手段を駆使して総合的な放射線モニタリング等を実施し、そのデータを収集、広く国民に公開しております。

具体的には、福島県と日本原子力研究開発機構、日本分析センター、原子力安全技術センターや関係機関等と連携し、モニタリングカー十数台を用いて同発電所二十キロ以遠の放射線計測を実施し一日四回公表するとともに、空気中の浮遊物、地表面、土壌のサンプル調査を実施しております。

また、各都道府県に設置されているモニタリン

グポストを用いて一時間ごとに放射線を計測し一日二回公表しているほか、各都道府県に依頼し、蛇口より採取した水道水及び大気中から地上への降下物を収集し、含まれる放射性核種の分析調査を実施し毎日一回その結果を取りまとめ公表しております。

これらの結果については、日本語だけでなく英語、中国語、韓国語に翻訳し国内外に公表するとともに、政府関係機関と情報共有を図っております。

さらに、同発電所周辺の海域における放射線濃度の測定も行っております。

次に、放射線被曝医療への対応について申し上げます。

文部科学省では、避難住民等に対する不安にこたえらるとともに、防災業務従事者等が被曝した場合に備え、県や関係機関に対し、大学及び日本原子力研究開発機構等からの専門家の派遣、資機材の提供などの支援を行っております。また、放射線医学総合研究所では、防災業務従事者に対する除染や治療等を実施するとともに、緊急被曝医療体制の充実に努めております。

さらに、文部科学省では健康相談ホットラインを設置し、国民の健康に対する不安について相談に応じるとともに、放射線影響に関する基礎知識や関係省庁及び各地方公共団体の取組などを分かりやすく伝えることで国民の不安の解消に資するよう努めております。

以上、東北地方太平洋沖地震の被害状況と文部科学省の対応について御説明申し上げます。

文部科学省では、現地対策本部との連絡や学校施設等の安全点検、被曝医療及びモニタリングの実施、文化財の被害調査のため、昨日まで文部科学省の職員延べ約五十名、大学や研究機関等の職員延べ約二百八十名を派遣しております。

加えて、笠浩史文部科学大臣政務官が二十日に岩手県を訪れ、被害状況の把握及び今後の支援の在り方について知事、教育長等と意見交換を行っている、さらに二十一日には福島県、本日二十四日に

は宮城県にそれぞれ職員を派遣し、実態の把握に努めております。

文部科学省としては、この度の未曾有の大災害に際し、関係機関等との連絡を密にしている確な被害状況と被災自治体の要望等を把握しつつ被災地への支援に万全を期し、今後の速やかな復旧復興に取り組んでまいりますので、委員の皆様方におかれましては御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(二之湯智君) 以上で政府からの説明の聴取は終わりました。

次に、文教科学行政の基本施策に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○義家弘介君 自由民主党の義家弘介です。まず冒頭に、この度の東北地方太平洋沖地震により犠牲になられた方々に対しまして心より御冥福をお祈りし、御家族の皆様へ衷心よりお悔やみ申し上げます。

また、負傷された方々、被災された皆様へ心よりお見舞いを申し上げます。

さらに、地域の災害者支援に御尽力されている方々に心より敬意と感謝を表します。一刻も早く被災された方々の安否が確認され、安全と安心が確保されるよう、私たちも全力を挙げて取り組んでまいりたいと存じます。

その上で、まず冒頭、文部科学省に確認しますが、現時点で確認が取れていない教委は、現時点ではありますでしょうか。教育委員会です。現時点で。

○国務大臣(高木義明君) 今日時点で教育委員会と連絡が取れないことは、三県ともありません。それぞれ連絡は取れる状況になっております。

○義家弘介君 そのような状況にまずなっていること、少し安心を覚えましたが、しかし、まだ被害状況が明らかになっておりません。行方不明者ももうほとんど不明というままであります。実は私、今も大学で教員を目指す生徒たちを教えているんですが、私のゼミ生が今教育現場で、小学

校で働いているんですが、まさにこの宮城県石巻市で被災をいたしました。学校全体がのみ込まれる中で、いまだ行方不明になっている児童もいながら、毎日毎日その瓦れきになった場所をみながら回りながら、当てもなく叫びながら探しているという現状であります。

さらに、その傷というものがかなりひどくて、私に被災の状況の、学校の周りのメールも随時送ってきてくれているんですが、テレビの映像で見ると更に何かひどい、間近で撮ったコアな被災地の現状というものに物すごく傷つき、今も海を見たりすると過呼吸が起こってしまう。しかし、今自分がしつかりやらねばという思いで走り回っていて、今日取りあえず連絡の付く先生たちで集まって今後の対策をするという情報が生徒から寄せられています。また、今現在も、大学で教えている教え子で連絡が取れない生徒もたくさんあります。

まず、このような状況に対して、どのように安否確認を急ぐのかということのありようというのがすごく問われていることと思いますが、先ほど文科省から、五十名のスタッフそして事務官が岩手等に入ったというお話でしたけれども、私自身、じゃ、この震災に対して何を備えて何を議論しなければならぬだろう、この二週間ずっとそればかりを考えてまいりました。

その中で、こういう場で言うのも変かもしれませんが、ふつと頭に浮かんだのが御党の水岡議員でした。というのは、阪神・淡路大震災のとき学校はまさにパニックになりました。私は、質疑の中でも言っているように、日教組等の違法な活動であつたり教育内容の問題であつたり、様々な問題意識を持つものでありますが、一方で、兵庫県の教職員組合が出したこの教育現場からの提言、「阪神・淡路大震災と学校」という冊子を隅から隅まで目を通していただきました。そして、そのときの先生方の必死さと、そのときの活動の貴さ、それを心から痛感したものであります。

大臣、例えばこの困難を乗り越えた、学校とい

うものを立て直してきた兵庫県教組、その中で、例えば水岡議員に意見を求めた今後の対応策としてどうすべきかということ、これまでであったのかどうか、是非お聞かせください。

○国務大臣(高木義明君) 今お話がありましたように、今回の東北地方太平洋沖地震のまさに規模の大きさ、甚大さ、そして範囲の広さ、これはまさに未曾有であると思っております。

近くには新潟県中越地震あるいは中越沖地震などもございました。私も自ら体験したのは、長崎県における平成三年の雲仙・普賢岳の火砕流・土石流災害、あるいは昭和五十七年の長崎の大水害、こういったことを体験をいたしまして、まさに災害の中で多くの方々が苦しみ、そして悲しみ、しかも困難を乗り越えて、それぞれの立場で活動し生き抜くその姿、私も胸を打たれ、また多くの教訓をいただきました。

今、義家議員から話されましたことについても、とりわけ教育現場で、子供たちがあるいは先生たちが、いち早く友達を、そして肉親を、そして早く学校で勉強がしたい、しなやかならないと。そういう中で、一方でボランティアに取り組み、そして災害の後片付けをしたり、そして知人を捜したり、そういう様々な姿が思い起こされます。

そういう意味で、今紹介がございました阪神・淡路大震災を踏まえて兵庫県教組の震災・学校支援チームのEARTHというところについて、私も資料をいただきました目を通していただきます。様々な体験の中で、その教訓を生かしながら、今当面する私どものこの災害対策に生かしていかなくてはならないと思っております。

まさに、国会におきましても各党派、会派を乗り越えて、今一つになってこの災害を乗り越えることが非常に重要であろうと。私自身、その先頭に立つて頑張らなかならないと、そういう決意をいたしております。

○義家弘介君 様々な、官邸が肥大化している等々も言われておりますけれども、私はそれを乗

り越えて、大きな課題と問題提起も実はこの中には含まれております。どう対応すべきか、今後こういう事態が起こったとき、何がネックになってくるのか、そしてどうしなければならぬのか等々、まさに現場の目線でもとめられているものであります。

それを理解しているのかどうか、実は先ほどの資料を見ながら非常に私不安に思ったんです。というのは、先ほど説明があった資料の十二番で、文部科学省発表の内容の十二番で今後の対応について書いてあります。今後の対応は、全力を挙げ、被害状況の収集及び被災地や被災者への支援に努める、以上。

確かに、これまで様々な通達等も含めて対応は出してきた。しかし、今後想定される様々な問題が実はあるわけです。もう四月、入学式は間もなくやってくるわけです。だからこそ、今後想定する問題についてきちっと今共通認識をした上で、この三月に何としても具体的な対応策を出していかなければ手遅れになってしまうと私は感じています。

同時に、阪神・淡路大震災の、これ小学館から出された本ですかね、神戸の教育委員会が出した本、これも行政としてこういうところが困ったんだ、行政としてこういうところが大変だった、だからこそ今後の備えていくべきだという等々の提言、様々な含まれているわけです。

お願いですけれども、早急に水岡議員としっかりと向き合った上で、今後の具体的対応、こんな、一行で丸なんという状態、本来私がこうして質問するより、まさに水岡議員が質問したいこととたくさん私はあると思います。その意味でも、是非とも早急に、この現場を乗り越えたときにどういう課題があつて、そしてあの課題のままになつていくものがたくさんある、それをどうしていくのか早急に議論していただきたいと思いが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(高木義明君) 必要な情報、そして教訓、経験、これは是非生かさななりませんの

で、あらゆる立場の方々と意見交換をして、とにかく速やかに的確な対応をしなかならぬ、こういう気持ちでございます。

○義家弘介君 現在、教育委員会が十分な機能を果たしていない中であつても、生徒児童、これを正確に把握できるのは、あるいはしなければならぬのは、現場の教職員であります。そして、現場の教職員からしか得られないという状況もあると思います。阪神・淡路大震災の際も、兵庫県教組は独自のルートで児童や生徒の安否情報を確認してきたということも記されております。

政府としても、まず教職員組合、日教組のみならず様々な教職員組合、教職員団体と連携しながら、先生方、是非、教育委員会を通して上がつてくる情報だけではなく、あらゆるチャネルを使って生徒の安否を確認したいという旨をしつかりと発信して、連携していついていただきたいと心から要請いたします。よろしくお願ひします。

その上で、自治体機能が喪失した際の文部科学省による直接行政執行、これもやはり有事の際に検討しなければならぬ一つであろうと私は思います。

例えば、教育委員会自体の機能が失われてしまった際、文部科学省が直接行政機能の執行を可能とするような法的措置、これも検討していくべきだと考えておりますが、この辺について、大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(高木義明君) 今文部科学省で把握をしておることについて、先ほども教育委員会との連絡の状況について説明をいたしました。

なお、補足をいたしますけれども、機能が低下をしておる市町村の教育委員会として、例えば岩手県の陸前高田市においては、教育長を含め事務局職員の多くは安否不明という状況もございす。これについては、岩手県教育委員会から職員を二名派遣をしてその機能の回復を図つておると。また、宮城県におきましては、南三陸町について、教育長さんがお亡くなりになって、総務課長が教育長職務代理として事務を執行中である

と、そういうこともございます。

現行の制度上、地方自治法に基づいて県などの職員を派遣することや、あるいは事実上県職員の市町村教育委員会の事務をサポートすることなど、人的な支援を行うことは可能でございます。

現時点では被害状況の全体像がまだ明らかになっていないことから、今後、私どもとしては、被災状況や教育委員会の対応状況等をしつかり把握した上で、国が直接的に行政執行を行うことについての、被災をされた自治体のニーズ、やつぱり災害は現地が中心でございます。その自治体のニーズや、そして関係者の十分な意見を聞きながら、御指摘のような必要な検討を進めてまいりたいと思っております。

○義家弘介君 問題が明らかになってからではもう遅い。つまり、じゃ今、学級編制、四月に向けてどうしていくのか、あるいは先生方の配置、四月に向けてどうしていくのか、担任、四月に向けてどうしていくのか、様々な具体的検討が必要になっている中で、機能が低下し、先ほど、岩手県のある地域では県から二名が派遣されてきた。私も横浜市の教育委員として教育行政に携わってまいりましたけれども、二名じゃできませんよ、そもそも。そもそも、二名でできるのは今情報をもとに上げるかという収集作業のみで、未来に向けて、じゃ、学級編制も含めてどうやっていくかということは現実にはできない。だからこそ、そういうときにどういう体制を取っていくかということとを文部科学省が議論をリードしなければ、なかなかこれは、地域の被災に遭ったところが中心なので現地のニーズに合わせて対応しますというスタンスであったならば、やはり現場は具体的な方針を出しかねる。だからこそしっかりと、こういう問題が起こったときにどうサポートしていくのか、介入するんじゃないかとサポートしていくのか、どう支援していくのかということの真剣な議論が今本当に必要だと思えます。

特に、今大臣からそういう議論、法的措置も検討していくというお話がありましたので、是非こ

の委員会の中で、党派を超えて、じゃ、どうしていくのかということ議論してまいりたいと思います。

また、改めて後ほど触れますが、被災地から避難するため、広域かつ大規模に生徒児童が疎開するということも想定されます。例えば、兵庫県教委の資料では、一月十九日に、当時の文部省が被災地域の義務教育学校の児童生徒が転校を希望した場合に可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れることも、これ文科省も通知、三月の十四日の段階で出ておりますが、この通知が出された後、震災発生から約一か月後の二月十四日には二万六千三百四十一人の児童生徒が北海道から沖縄まで全ての都道府県、あるいは海外にも転居、転校、疎開しています。

このような状況がこれからまさに想定されていく中で、自治体を越えた移動になっていくわけです。教育委員会の管轄を越えた移動になっていくわけですから、文科省が総合的に調整していかないと、一体どうしたらいいのかという問題も次々に出てくる。

実は、昨日、私の同僚の森まさこ議員からお電話をいただいたんですけれども、福島選出の議員ですが、ある保護者からこう言われたと。避難先で転校が決まって、教科書の件については、教科書は出せないと言われたと。しかし、文科省の通達ではそう書いていないですね、しっかりと対応しろと書いてある。でも、現実には学校現場にはそれが行き届いていませんから、その手続のときに出せないと言われて、本当なんですかとというふうに質問をされて、それで私に連絡が来て、文科省は三月十四日の段階でそうじゃない通達を出していますよと。つまり、その通達をホームページにアップしても、それがそれぞれの教育委員会、教育現場、市町村委に落とし込むまでにやはり時間が掛かるわけですね。

こういった意味も含めて、広域的に調整を可能にするための措置、文科省が調整していくということもすごく重要になってくると思います。現在

は各自自治体が自主的な受入れに動いてくれている段階ですが、これから四月に向けて規模がどんどんどんどん大きくなってくると、受入先の自治体も、じゃ、校舎はどうするんだ、教職員の増えた分の確保はどうするんだなどの多大な影響が出てきます。それも想定して文科省が調整機能の検討を急ぐべきだと考えますが、大臣、いかがでしょうか。

○副大臣(鈴木寛君) 私どももこのEARTHを参考にしながら今委員の問題意識と同じ問題意識で取り組ませていただいております。

ちよつと先ほどのことで補足させていただきますと、委員御指摘のとおり、我々連日のように現場と意見交換をしておりますが、宮城県教育委員会、数あるいろいろな御支援の中でEARTHの方々が来ていただいたことが最も実質的にも大変に救助、救命、復旧に効果があったし、また励ましていただいた。これを是非更に増強してほしいという、こういう具体的な要請を受けまして、そして私から水岡議員に早速兵庫県関係者の調整をしていただいて、そして今EARTHの方々が続々と更に宮城に向かっているというところでございます。

それで、今お尋ねの件でございますが、まさに自治体を越えた対応が重要でございます。そのためにはまさに教育委員会機能の一刻も早い復帰ということが大変重要でございます。その際に、文部科学省も担当職員をそこに張り付けて、コーディネートの役割をするために三県に送り込んでおりますが、それはある意味でコーディネーションというかハブになってもらうと。

ここで一番、委員も含めて皆様方に御理解と御協力をお願い申し上げたいんですけれども、同じぐらいの人口規模の市町村の教育委員会の職員の皆さんがある意味で最もこの今回被災に遭われた教育委員会のお仕事ということについて慣れておられます。そういう規模の市町村は、まさに北は北海道から南は九州、沖縄までいらつしやるわけ

けないかどうか。これも実は九州のある町教育長の皆さんたちが立ち上がったいただいて、そして今私どもと連携してやらせていただいております。

そうした、文部省がハブになりながらコーディネーションしながら、まさに全国のそうした総力を結集してまず教育委員会機能の立ち上げというものをやっていききたい。そして今、EARTHでも提言されているようなことを大いに参考にしながら進めていきたいと思っております。

ただ、一つだけ加えて申し上げますと、私も実は神戸出身で、私の父も阪神・淡路大震災で被災をいたしました。あのときと非常に参考になることと、それからあのときと異なることのこの両方を加味しなければいけません。

あのときは、阪神・淡路の大震災のときは、大阪が都市機能を維持しておりました。大阪から神戸まではスクーターで三十分も走れば入れるわけでありまして、大阪から神戸への道というのは裏道も含めれば数多く迂回路がある中で、連日そこに大阪あるいは姫路の方から入ることができたわけでありまして、今回は震災の要素もあるわけでございますが、むしろ津波の要素が大変に厳しい。阪神の場合は、ある筋は全壊ですけども、例えば三軒隣は残っていると、こういうような状況もあって、そしてもちろん非常に火災が深刻、圧死、火災ということだったわけでありまして、その近隣で助け合いながら守り立てていくということをしていただいた部分もございまして、今回はまさに津波でございますので、まさに地域が全滅状況という状態もございまして。

それだけに、今委員の御指摘のあったことを更に力を入れて早急にかつ強力にやっていかなければいけないという認識持っております。それから何分、例えば笠政務官に行っていたいただきましたけれども、盛岡から今回被災があった陸前高田とか、そういったところがかなり距離がございまして、しかもそこが幹線から一本道でありましたので、最初はDMATが到着するのにもかなりへ

りでしか入り込めないといういろいろな更に深刻な状況等もありますので、今日の御議論も踏まえて、またいろいろ御指導いただきながらしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○義家弘介君　ありがとうございます。

まず、どの程度疎開するのか、それが決まってから対応を考えたのでは遅いということですね。だからこそ、私たち自民党は、一律に三十五人学級は法律出ていますが、その分の予算が取れるならば、こういう国家危機的な状況において、予算はもう確保してあるわけですから、加配という形でしっかりと手当てできるように柔軟な対応策を現在四月に向けて明確に準備すべきであるということをお願いするところと主張しているところがあります。是非ともこれは、起こってから、こういう状況が生まれた、じゃ、どうするではなくて、状況が生まれたときどう対応するかということをしつかりと議論しながらつくり上げていきたいと思っています。

今、鈴木副大臣からこの地震、津波の被害、様々な問題について答弁がありましたけれども、避難所としての学校と、学校としての学校というのは、またこれ分けて四月に向けて早急に答えを出さなければならぬ問題であります。

震災に伴って現在多くの学校が避難所になっています。後の質問で同僚の熊谷議員から、実際避難場所になっている学校をその目で見ながら、様々な方たちと意見交換をし、何が必要か聞いてきた立場として質問があると思いますが、まず建前としては、避難所の設置及び避難所の管理運営は自治体です。そして、学校は生徒児童の安全と教育活動に責任を持たねばならないという意味では、原則的には指揮系統は分離すべきであると考えていますけれども、今回のような未曾有の大震災に対して、実際の現場がそのような原則の下に活動するということは極めて非現実的であります。

学校が避難所になっている際の当初の運営については、やはり私の教える子もそうであるように、

学校長や教職員が中心になって当たらざるを得ないという状況、これも阪神・淡路大震災のときの教訓として出されております。

例えば、阪神・淡路大震災のとき避難所となった教職員はどのような作業を行ったか。これを一読しただけで私なんかは今すぐ私も飛んでいきたいという思いになったわけですが、遺体の安置や輸送、近隣住民の救出、けが人などの応急処置、食料の調達、輸送、水の調達、輸送、衣料品の調達、輸送、トイレなどの清掃、避難所の見回り、外部からの問合せへの対応、人間関係の調整、苦情への対応や調整、あるいは自治組織運営や仕事の指導等々多岐にわたることをその避難所となっている学校の教職員が走り回りながら行った。

これ三月、四月は、私も学校で、高校で教えてきましたが、ただでさえ教職員が一年間で最も、何もなくても最もエネルギーを要する時期であります。それに加えて、避難所になっている学校は、学校再開に向けての課題や検討、そして避難所の運営にも同時に当たらざるを得ない、当たらないければならないという問題があります。

例えば神戸市の教育委員会の調査で、教員の疲労、避難所となった学校の教職員は六〇・六％がとて疲労感があると答えています。これ、四割の人がそう答えていないのがやっぱり教員の良識、教員のすごさだなと思うわけですが、避難所とならなかった学校の教職員は三分の三・六％。まさに避難所となっていないところの教職員なんかは物すごく大きな負担とそれから不安の中に今おられると思います。

だからこそ、負担が大きい学校に対して、避難所の運営にも携わっている教職員が通常の業務もしっかりと行われ、職責を全うできるという具体的な加配職員や加配管理職の配置、これの検討も必要ではないかと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(高木義明君)　御指摘の件につきましては、私も微力ながら阪神・淡路大震災のときに方々の避難所も回らしていただいた思い出がございます。

います。確かに学校施設を避難所に使っておるところがほとんどでございます。ゆえに、それらの施設の管理運営に非常に精通しておる校長始め先生方がその世話をしていく、いかにざるを得ないか、こういう状況が多分にあります。

そういう中で先生方の疲労度も相当なものがあろうかと思っておりますし、私も、この災害のこれまでと違って大きなところは、特に教育界において年度末そしてまた年度初め、あるいは卒業式や終業式、あるいは新学期に向けて学級の編制等もある、まあ学校現場としてはただでさえ大変な時期にこのような災害と遭遇をした、そのことは私はもう筆舌に尽くし難いものがあるかと思っております。

今、県の職員、あるいは市役所、あるいは町役場、職員は総出でやっておりますけれども、同時に消防や自衛隊や警察の皆さん方も一生懸命やっております。その中でとりわけ、学校の教育のことはやっぱり教職員の皆さん方が一番よく、災害の中でも、これまでの教訓というのを知っておられますし、一日も早い学校現場の回復というのとに對してはまさに熱意に燃えておられると思っております。

私たちはそういう中で、同じ例えば岩手県の場合におきましても、比較的こちらの、三陸側と違いまして被災の少ないところ、そういうところからの皆さん方の応援、あるいは県を乗り越えてのそれぞれの教育委員会、教職員の応援、こういったことも私たちとしてはお願いをしておるところであります。

いずれにいたしましても、とにかくこれまでにない発想を持って、何でもやると、このぐらいの気持ちで取り組まなければならないと思っております。そういう意味で、皆さん方のまた御協力もいただければと思っております。

○義家弘介君　やはり教育は人でありますから、五年ぐらいのスパンで考えた上で十分な加配をするという形で大臣がメッセージを出さないと、どうしていいのかわからないまま四月を迎えてしま

う。こういう困難な状況にある中でしっかりとした加配をしていくという固い思いを大臣から語っていただきたい、答えていただきたいわけですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(高木義明君)　私もそのように思っております。

○義家弘介君　ありがとうございます。

昨日の衆議院で同僚の松野議員からの質問でもありましたけれども、阪神・淡路大震災当時の例は、学級編制、四十人学級にこだわらずに、例えば四十五人、例えば五十人という形であっても柔軟に対応していく。つまり、ある学校がほろほろになって教室が確保できなくなったときに、じゃこういう形にしよう、あるいは大きな避難所のそばの学校には当然集中してくるでしょうから、そういういった柔軟な対応や、あるいは近隣校などへの午前、午後の二部授業、あるいは校区内の施設を借りる学年別分散授業、それから校区内の施設を借りる供用、あるいは教室、屋外での授業併用、あるいは教室、特別教室の併用、様々な弾力的な取組が必要になってくるわけですが、冒頭から言っているように、教育委員会機能自体が低下してしまっている中で、これから四月になる中で、どうしていくのかということや文部科学省がリーダーシップを持って発信していただかないと、冒頭に説明したように、今後の対応は全力で取り組みますだけでは、この地域、じゃ、そうは言うけれどもどうしたらいいんだろかという状況に陥ってしまうことだと思います。

柔軟な対応、柔軟な対応と言いますが、今回の震災は、多様な授業をしたくてもできない状況に今置かれているわけですから、もうこれは一刻を争うわけです。間もなく、あと半月もたたないうちに入学式の時期を迎えるわけですね。だからこそ、こういった方針をしつかりと出してほしいと、そのためには我々も全面協力をしたいというふうに今提案しているわけでございます。この柔軟な対応を担保するために文科省としてどのような支援を行っていくか、是非大臣、お答えください。

い。

○国務大臣(高木義明君) 今回の災害のまた一つの大きな特徴は、予想をはるかに超えた大きな津波によつての被災ということも、多くの方々がお亡くなりになり、そしてまた行方不明者は今なお大勢の方がおられるということでありましょう。そういう中で復興が進みますと、今ある学校で学校が再開できるのかどうか、これすらも非常に難しい状況、そしてまたどこか移動をしなきゃならない、そういう状況にもなるかも分かりません。

いずれにいたしましても、私たちとしては、そういう意味では、大切な入学、始業の時期を迎えて、それが大幅にずれ込むこともある意味では考へておかなきゃならぬのではないかと考へております。先ほどの学校施設の確保と同時に、教職員のことにしても、加配も含めて我々としてはさきの阪神・淡路大震災の教訓も踏まえてしっかりとしたものをしなきゃならぬと思つておりますし、学級編制についても義務標準法の中にも表れておりますけれども、しかし、やむを得ない場合には弾力的な運用をしなきゃならない、私はそのように考へております。

それからまた、子供たちを受け入れる学校においても大変な困難も付いてまいりますが、お互いに大事な子供たちの教育がしっかり確保できますように、まさに今言われたように、我々としてはこれはマンパワーが今から大事になってくると思ひます。

是非その辺については、どしどしまた御提言も御忠言も、またいろんなノウハウも含めてお寄せいただいて、一日でも早く一つでもできることから進めていくと、こういうことが私はこの災害対応の最も大事なことであると思つております。

○義家弘介君 大事なことは共有しているわけですから、その大事なことをどのように担保していくか、これは予算も含めて一体どう大きなことを担保していくか、そしてリードしていくかということが問われていると思ひます。

今、衆議院でも三十五人学級の法案の審議が行

われておりますけれども、順番というものがあるわけですから。今何をすべきなのか、この国難の状況に対して文部科学省としてまず最優先として何をすべきなのかということをつ一つしつかりと発信していかなければならない。まして、柔軟な対応も含めてと言うけれども、柔軟な対応をすべき教育委員会の機能がないわけですから、その教育委員会の機能がないうところに文部科学省が具体的などうサポートしていくのかというところが発信されない限りは、今の答弁だけ、もしも、その岩手県の二名県教委から人員が来ているというように、教育委員会の人が聞いていたら、結局、心配はしている、応援はしてくれと言うけど、具体的に何をしてくれるか分からないから我々としてはどうしていいの分からないというような事態になりかねないわけです。

危機のときこそリーダー、強力なリーダーシップが必要であらうと。まず、この文教関係、学校関係の問題に関しては高木文部科学大臣の強力なリーダーシップと、そして励ます発言、後押しする明確な発言、こういうものが問われていると思ひます。

私は、ずっと、今日の質疑は絶対に変な誤解も与えないように対決姿勢ではない形で、しっかりと冷静に質問しようと思つて今日ここに来ましたが、けれども、やはり答弁を聞いてみると、これをやるんだ、これは絶対に国の責任で守るんだ、今こういう状況になっているところはこういう対応をするんだということが伝わってこないんですよ。だから、余計に不安になってくるわけです。弾力的な対応をしてもいいよ、義務標準法の例外としてやってもいいよと。じゃ、誰がどうやってやるんですか。誰がそのシナリオを書くのか、誰がそれを助言してあげるのか、誰がこういうことをい

いよと言つてあげるのか、これが今まさにリーダーシップを持つて発信していただきたいと私が再三言っていることの内容なわけです。

同様の問題これから様々出てきますが、取りあ

えずプレハブ校舎ができた、あるいは仮設校舎ができた後、新校舎を造ろうとしたときにも想定される問題がたくさんあるわけです。

例えば校舎の再建に関しては、公立学校施設災害復旧国庫負担法では、倒壊などによって使用不能になった校舎の代わりに仮校舎を建設する場合に国庫補助の対象になりますが、避難所となったために校舎の使用が不可能になった教室の代わりに建てる仮校舎については国庫補助の対象にならない。これ、阪神・淡路大震災のときに問題が生じました。これは結果的には正されていますけれども。例えばそれぞれの学校、これどのように造られてきたのか、これも法令で定めるところで造られてきているわけですが、建設当時の児童生徒数を基に学級数を基本にして、その基準の校舎面積が計算されて、じゃ、この大きさにしましようということが決められて造られているわけですね。

例えば、特に東北地方がそうだと思いますが、少子化の進行で児童数、生徒数、学級数、減少しております。その校舎を建築したときの規模よりも全然小さな学級規模になり生徒数の規模にもなっているわけですから、その基準そのまま生かしたら、震災前と同様の規模の校舎は建てること

できなくなるわけですね。だから、こういった問題に関して、今回まさに地域の防災拠点に学校がなっていることというの

も、これは日本中が理解していることだと思ひますし、その子供たちの教育プラスアルファの地域の防災拠点としての役割も担っているわけです。そういう意味では、新校舎を建設する場合は、基準となる校舎面積、柔軟な対応、これも検討していこうという形の議論が必要であらうと思ひますが、ここら辺 大臣、いかがお考えになつていま

すか。

○国務大臣(高木義明君) 結論から申し上げますと、柔軟な対応について私は前向きに考えなければならぬと思つております。

○義家弘介君 じゃ、例えば今仮校舎やプレハブ校舎に対してですけれども、省内でこの問題に

してどのような具体的柔軟な対応を話し合つていますか。

○副大臣(鈴木寛君) 制度は今ある委員から御指摘のあったとおりでございまして、その制度を超えてということをごいいますので、その制度を上げておりますが、まずプレハブの校舎の建設も含めて、復旧整備については、これまでは国の現地調査を行つてそれでいろいろ詰めてと、こういう手続を取つていたわけでありまして、それを行わずに、もう早速に復旧整備をしてほしいということとを三月の十五日及び十七日に連絡をいたしております。

もちろん、それを受けた、先ほど来問題になつております教育委員会の方の機能を立ち上げなきゃいけないということで三名の職員をそれぞれ、こちらからも発出するけど向こうもちゃんと受けて、彼らは文部科学行政のことと分かっていますし、それから現地に入つてそうした声も仰ぎながらやっていくことで、まず第一弾としては応急の仮設校舎について着手をしてくれと。そして、その後、もちろん今から補正予算の議論なども始まるかと思ひますので、その応急復旧に対して全面的な資金の手当てをしますと。

一刻も早く児童生徒あるいは地域住民のよりどころになる学校をきちんとまづは物理的に再建、あるいはプレハブも含めてですけれども、そこに着手するんだということを今行つておりまして、さらに、今日の御議論も踏まえて加速をしてまいりたいというふうに考へております。

○義家弘介君 まず、恐らくはこれから一週間以内ぐらいに想定される、今ある様々な問題提起を

しました。これに対してじゃどうするのかということを一週間ぐらいの間に対策を出していかなければ、もう四月には間に合わないだろうと。入学式を遅らせる云々というお話もありましたけれども、じゃ、その間子供はどうしているのかという問題もあるんです。例えば、私がある教員から聞いたお話ですが、二時二十六分、実は低学年、下校中だったんですね。そういう状態の中

で行方不明になっている子もいる。反対に、学校で震災、被災に遭ったと。一方で、家は流されて親が行方不明になってしまっているという問題もあるわけです。

だから、単純に入学式を延ばすのか延ばさないかじゃなくて、子供たちのためのケアも含めて、場所をどう早急に確保して、それが子供たちのために機能していくのかということを出していく。その後にはしっかりと予算が付いていなければならぬ。まずは方針ありきなわけですから、その部分をつかりと、例えば、これこそ党派を超えた特別チームでも立ち上げて、じゃこの学校の問題一体どうしていくのか、懸念される問題どうしていくのかということと話した上で補正予算云々という話にはなっていないと思うんですね。

だから、単純に積み上げて予算の審議とか、政治的意図で予算の審議とかなんですかではないと思います。どうしてもこれ言わざるを得ないんですけれども、はっきり申し上げて、民主党は学校の耐震化というものを非常に軽んじてきたと私は断じざるを得ない。

それは去年、おとしからずと抗議し続けてきましたが、実をいいますと、我が党の文部科学部会、震災当日の三月十一日、十三時から一時間十五分ぐらい、これニュージランド沖の地震がありながら、プレートの上にある日本の震災も想定しながら、一刻も早く耐震化を進めなければならぬ、耐震予算が削られている、これ何とかしなければならぬという議論をした、そして文部科学省にも耐震化の予算確保を強く要求した直後にこの大震災が発生して極めて大きなショックを受けましたけれども。

民主党政権は平成二十三年度予算の概算要求において、コンクリートから人への方針どおりなのかどうか分かりませんが、この耐震化予算に對しても一〇％のシーリングを付けているんですね。このため、文科省は耐震化の予算を一旦、形式的に六百八十六億円、前年度比六七％減の削減を行った上で、元氣な日本復活枠で改めて千八百四

十七億円を要望して、それを政策コンテストにかけた。この手法自体が私は大いなる過ちだと思っています。まさに、子供たちの命と安全をコンテストの対象にしたと、そのぐらいの思いを持ってこの経過を見守ってきたわけですね。

その中で、例えば昨年の六月調査と予算の状況ですが、去年の六月の調査結果に基づいて、概算要求で二千九百九十二億円を要求しています。このうち耐震化が千九百五十六億円。この調査結果に基づいて、自治体のニーズにこたえるために、九月に予備費として百六十億円、十一月の補正で千七百七十七億円、そして二十三年度の当初予算を合わせて、自治体が去年の六月調査に對して対応できるのは全額を確保、二千四百四十二億円を確保したわけですね。

しかし、その後、様々な文科省の努力もあって、様々な検査結果公表もあって、自治体がつかりと耐震化しなければならぬという形で取組が進んで、今年の二月の段階で、新年度の予算執行を検討するために例年同様翌年度の自治体の計画を調査したところ、何と六月調査時に比べて約五百五十億円程度の追加要望ができた。これは一体どうするのかということなんです。今あるものはみんな今までの耐震化の中で取られてしまっているわけですから、新たに最低でも五百五十億程度、うち耐震化が三百四十億円程度ですか、これの追加をしなければならぬ。

この辺の予算については、大臣どのように考えていらつしやいますか。

○副大臣(鈴木寛君) 重要な事実関係でございますので御理解を賜りたいと思いますが、この政権交代以後の耐震化対策については、与野党力を合わせて、そしてこの一年半前は六七％であった耐震化比率を、平成二十三年度予算ベースで申し上げますと八五％に、これは与野党の皆さん御一緒の、まさに心を一つに私は耐震化対策を、度重なる本予算、そして補正予算、そして予備費、これを全党一致で私はこの八五％まで達成してきたというふうに理解をしております。

したがって、ただいまの義家議員の御認識は、少しそのところが若干、まあ御理解の上でおっしゃっていただいておりますが、議事録に残りますので、前提の議論として共有をしていただければというふうに思っています。委員はよく御承知の上でおっしゃっていただいておりますことは十分承知しておりますが、そのことは申し上げさせていただきますかと思っております。

で、八月末の概算要求時点をベースには、委員もこれよくよく御承知のとおり、ほぼこの現場の希望に沿った形での予算編成、これは、これ与野党の皆様の御議論、御理解によって補正についても議論を進めていただいたそのおかげもございまして。したがって、前倒しで、本来は二十三年度にやるべきものを二十二年度の補正で前倒しで対応していただいたこともあって先ほどのような進展を見ているわけでありまして、その後、二月の調査、やはり耐震化は大事だということで私も調査をさせていただきまして、さらに追加の要望があったわけでもございまして、それは今御指摘のとおりでございます。

これは、このような事態を受けて、日本全国の、もちろん被災地の耐震対策、復旧はもとよりでございますが、四十七都道府県全ての地域における学校施設の耐震対策の重要性は、更に更に極めて最重要課題になっているということもございまして、こうしたことを踏まえて、地方公共団体のニーズきちつと把握しながら、あらゆる機会を通じて必要な予算の確保に努めていく、そのことを今日も御議論いただいて御提起いただいたこと感謝申し上げますけれども、また、その際には是非補正等々の対応についての御支援、御指導を賜りたいと思います。

○義家弘介君 この耐震化については、鈴木副大臣がおっしゃるとおり、我々もとにかく進めなければならぬと協力して推し進めてきたところでありまして。

しかし、一方で、鳩山政権になった折、平成二十一年当初予算から減額した要求を行うという制

限を概算要求に掛けた結果、耐震化については麻生政権から約六割削減された概算要求になったわけです。

これは大変だということで、まさにどう付けていくのかということで、予備費あるいは補正等の執行で埋め合わせしたわけですが、現時点でももう二月調査の段階で出てきているこの耐震化に対する予算が足りないわけですね。今計上されているのは去年の六月の調査を基にしたものですから。だからこそ、これしっかりと予算を付けていただかなければならない。まさに民主党政権がつかりと主導の下でこれは絶対やるんだという思いで進めてくれないと、例えば大臣が幾ら進まないわけ、予算が付かなかつたら進まないわけですね。ここについてもしっかりとリーダーシップを持ってやっていただきたい、これも強く要望いたしますが、この耐震化の予算の確保について、大臣のお考え、決意、是非お述べください。

○国務大臣(高木義明君) 私どもも今国会に提案をしております平成二十三年度の予算については、当然ながら我が国の新たな成長のためにはやっぱり人材の育成というものが大きな基盤になることは言うまでもありませんで、必要な教育、科学、文化、スポーツ、そういった予算をお願いをしておるところでございます。

今御提起があったいわゆるこれまでにない震災、広範で甚大のこの中でたくさんの方の被害を被る、まさに計り知れないのではないかと感じております。しかし、それはそれとして、当然ながら補正予算という議論も出ております。補正予算の編成に当たっては、その方針はまだしっかりと固まっておられませんけれども、いずれにいたしましても、今日のこの委員会あるいはまたこれまでの国会の議論、そして各党各派のいろいろな御意見、これを十分聞きながらベストな予算を組んでいかなきゃならぬと。そういう中でも、今言われました

教育、学習、文化、そういった予算のしつかりした対応について、私はしつかりこの中でも確保できますように取り組んでいく所存でございます。

○義家弘介君 この文科省の発表の倒壊校舎の被害状況等にも明らかのように、耐震だけではなく老朽化も実は深刻な問題であります。

これ、こういう災害が起きたとき、まず学校というものが防災拠点になっているわけですが、その防災拠点自体が非常に危険な状況になっている、あるいはなる可能性のある校舎が日本中にたくさん存在していると、今こそそういう状況にあるということも含めて国民にしっかりと御理解をいただいた上で、早急にその対応策をしていく。これは、単に子供たちの勉強する場所のみではなくて、まさに有事の際にどういうふうにしていくのか、この地震大国とも言われる日本がどういう対策をしていくのかということも問われているところだと思えますので、これも我々全面的にバックアップしてまいりたい、協力してまいりたいと思えますので、是非リーダーシップ、イニシアチブを持って進めていただきたいと思えます。

その上で、時間が少なくなりましたが、幾つかの点についてちょっと確認します。

この震災の折に大きな問題になったのはこの首都圏、我々の住む首都圏でも実はたくさん起こりました。実は私の子供がこの震災のときに電車で乗っていたんですね。線路の途中で止まりました、電車の中で数時間いて、その後最寄りの駅の避難所というところに子供たちを中心に避難をさせていただいたわけですが、たまたまGPSを持っていたのでどこにいるか分かったわけですが、実は心配で駅まで迎えに行った妻はどうしても、実は心配で駅まで迎えに行った妻はどうしても、実は心配で駅まで迎えに行った妻はどうしても、

どうしていいのかわからない。電車が止まってしまうと、どの時点でストップしてしまっているのか分からない。様々な各方面に問い合わせたところ、ある駅の避難所というところに行きたくても、物すごい交通渋滞、車の渋滞で、うちから六キロぐらいいし離れていない駅らしいんです

が、何と四時間、車が全く進まないような当時の、あのときの状況だったわけですね。

その上で、いろんな保護者たちの連絡網の中で、親が共働きでどうしても引き取れない子供が警察にいます。それも五時間、六時間、七時間、小さな交番の中に避難していたわけですね。それを連絡網の中で、うちの妻もその子を迎えに行ったらすぐ届くという状態ではなかったものですが、我が家に一晩泊まって、そして翌日やっと共働きの親が迎えに来てくれて、そして親元によく帰れたという状態。これ、首都圏で非常にたくさん起きた事態なわけですね。

こういうときに学校がどうそれをサポートするのかということって本当に問われることなんです。が、私に寄せられた情報の中で、ある都内の学校は、この震災発生後一時間四十五分後に、何と親とまだ連絡取れないのに集団下校の判断を下して下校させたんですね。共働きの親は、学校とも連絡取れない、家はどうなっているかわからない、歩いて行くにも何時間掛かるであろうと。そういう中で下校させる。結果、数人は、これは一人一人個別に聞いているわけではないですが、独りはつちであの地震、余震の続く中で夜を明かした子供たちもいるわけですね。

私の知り得る限りの教員たちに対応を聞いたら、ほとんどの学校は親と連絡が付くまでずっと学校に子供と待機していて、親が引取りに来て、ようやくじゃ親と一緒に帰ってもらおうということ、あの日は皆朝まで、ほぼ朝まで子供たちとともに学校で過ごしたわけですが、そういう学校もまたあったということに私は非常に驚いているんですね。

学校がまず考えるべきは、この子たちをどう安全な場所に確保してあげるかということであって、その下校の決定というのは私はちょっと理解ができないんですけれども、この辺、個別案件については答えづらいのかもしれないけれども、私は大変な問題だと思うんですよ。特に首都圏は

共働き家庭が多くて、あるいは一人っ子なんかも多いわけですね。それで、学校の先生に、じゃ、みんなで帰らないかと言ったって、友達と別れた後は独りぼっちですから、そして、コミュニケーションがばらばらになっている中で、隣が誰が住んでいるかも分からない中で非常に不安な思いをした子供もたくさんいたであろうという思いがあります。

だからこそ、今回のこの震災を教訓にして、そういう状態のときまず学校というのがどのような役割を果たすのか、どのような責任を果たしていくのか、こういう総合的議論もまた並行して行っていく必要があると思います。

今、個別の案件については大臣、答えてくれとは言いませんけれども、こういった危機管理対応に対して今後どういうリーダーシップを持って取り組んでいかれると考えているか、是非お答えください。

○国務大臣(高木義明君) 今お話を聞きました、また、災害というのは言わずもがな忘れたころにやってくる。全く今朝のことでは考えられないことが起きるわけですから、それぞれ人様々に、またそれぞれの地域、家庭で様々の予想外のことが起きてそれに対応せざるを得ない。

そういう意味では、つらいことも、また悲しいことも多分にありますけれども、今言われました子供たちの安全については、これはもう常日ごろから学校、特に教職員が子供の学校内での安全、あるいは登下校における安全、また緊急災害情報が出たときの処し方、こういったことについては、これはもうそれぞれの教職員の皆様方が周知徹底をされておられると思いますが、そういう意味の中で、私は、改めてこういう災害を一つの大きな機にして、いま一度そのことについてお互いに自らを振り返る、あるいはまた語り合う、あるいはまた意見交換をすると、こういうことが今一番大事であろうと私は思っております。

○義家弘介君 ありがとうございます。また、例えば今後の計画停電で登下校中に信号

機が機能しない際の安全保障、どれだけ学校現場がその計画停電を理解して対応をしているのか、様々な具体的に出していかなければならない案件多いかと思えますので、是非ともそれぞれ精いっぱい知恵を絞りながら具体的な対応を早急につくり上げてまいりたいと、そのために全力で応援したいと思っております。

私からの質問は以上です。ありがとうございます。

○上野通子君 自民党の上野通子でございます。今日は、文教科科学委員会に初めてこういう場所を提供していただきまして、本当にありがとうございます。

最初に、三月十一日に発生いたしました東日本巨大地震によってお亡くなりになりました多くの方々に心より深くお悔やみ申し上げます。あわせて、御家族や友人を亡くされた方々、また負傷された方々、津波や火災で住宅を失い避難所生活を送られている方々に対しましては心からの御見舞いを申し上げます。

と同時に、現在も被災地復興のために御尽力いただいている皆様に対し、心から感謝申し上げます。あわせて、福島第一原子力発電所における爆発や火災等のトラブルに命懸けで日本のために頑張っている自衛隊、警察官、消防隊、米軍、そして東京電力等、関係の皆様方には大変御苦労されておりますこと、私たちの誇りと思っております。心からの敬意を表し、事態の収束に向けてより一層頑張ってくださいと思います。

さて、地震が発生しましてから二週間、津波に襲われた現場の無残な光景に息をのみ、家族を失つても静かに耐えて秩序を保つ被災者の姿に胸を打たれました。また、地震後、まだまだ多くの避難所で一日の食事がおにぎり一つ、みそ汁一杯か水という事態が続くことや、津波から逃れ避難したものの、一度命を救われても避難所でお亡くなりになる方々がいらっしゃることを知るにつけ、もどかしい気持ちで、何か手助けをしてあげたいのに何をすればいいのかと考える国民がどれ

はどのことか。ここにいらつしやる多くのの方々もそのお一人だと思ひます。

さて、現在、いまだに過酷な運命に直面している被災者の支援も、そして福島第一原発の危険な状態も、確かな安堵の材料がないままであり、急がなければならぬ作業は山積しております。

そこで、国の中でも日本の未来を担う人を育むという大切な分野である教育、文化、スポーツ、そして科学分野を担う国の最高機関のリーダーである文部科学大臣は、この未曾有の大地震に對し何をすべきとお考えで、また今後の日本の復興にどのような教育又は科学分野の取組が必要とお考えなのか、その思いをお知らせください。

○国務大臣(高木義明君) お話がありましたように、今回の災害を通して、いやまた、まだまだ長期化も予想されている中で、悲しいこと、苦しいこともございます。しかし、その中で、歯を食いしばってこれ乗り越えよう、そして助け合いの精神で人々を救おうと、こういう貴い人たちの集まり、私は、それは我が国がこれまで長い間、先人によって培われてきたある意味では教育の成果であろうと思っております。度々、我が国も幾つかの困難を乗り越えてまいりました。その中で、最終的には人々の英知であったのではないかなと思っております。

私は、今回の災害を通じまして、人づくりはまさに国づくりと、これからも自らのしっかりとした自立の精神を持ちつつ、他人に思いやり、そして助け合う、そして世界に大きく胸を張って、これからグローバルな世の中になってまいります、国際社会の中でも平和と福祉の心を非常にしっかりと持った、まさに信頼される国民として、私はその最大の要諦はそこに教育があるのではないかなと思っております。

そういう意味で、今なお御指摘のように教育、文化、スポーツ、科学、あらゆる面で皆さん方のお知恵を借りながら、そして議論を深めながら教育行政の推進に当たっていききたい、こういう決意をいたしております。

○上野通子君 熱い思い、ありがとうございます。こういうときだからこそ、国民には不安を与えてはいけないと思ひます。さらには、迅速かつ正しい情報を国民に流さなければいけないという使命が私たちにはあると思ひます。

そこで、まず大臣にお聞きしたいのは、原発関係の情報のことですが、政府が運用しているSPEEDIという緊急時迅速放射能影響予測システムというかなり長い名前の装置があります。原子力事故が起きたときに住民の被曝量や放射性物質が降る範囲を予測することができるシステムだと思ひます。これまで自民党はこのシステムのデータの公表を求めてまいりました。自民党だけではなく、原子力の専門家の方々や他の党からもデータの公開要求があつたと思ひます。

昨日の夕方、枝野官房長官が記者会見でデータ公開を表明して、その後に、夜になって原子力安全委員会が概要を公開したように報道されております。データ公開の経過について御説明をお願いしたいと思ひます。大臣、よろしくお願ひします。

○国務大臣(高木義明君) SPEEDIの指摘がございました。これは、当然にして国民のために活用されなきゃならないものだと思ひておりまして、今回の災害の中で私どもは災害対策本部として一元的な組織の中で対応をしていく、まさにそれは速やかな広範囲の対応でございます。

そういう意味で、私も文部科学省が主に役割を課せられたのは、当然ながら原子力発電所周辺、あるいは全国のモニタリングポスト、このまさに試料をさつちり測定をし、それを事実に基づいて速やかに公表する、そのことであります。その計測のデータにつきましては、原子力委員会において専門家の方々、常設の機関でございますが、そういう中で評価をして、これまた国民の皆さん方に速やかにお知らせをする、そういう中で不安の解消に努めていくことによって災害の全体的な対応をしていくこと、こういうことでござい

ました。

若干、経緯について申し上げますけれども、原子力安全委員会では、三月十六日から緊急時の迅速放射線影響予測ネットワーク、言わば今言われましたSPEEDIのことでございますが、この試算に必要な放出源情報の推定に向けた検討をしてまいっております。三月二十日から陸に向いての風向きになりましたので、大気中の放射性核種、いわゆるこれは放射線の種類でございますけれども、濃度が測定をでき始めました。限定的ながら放出源の情報を推定できたことによりまして、本システムの試算を行うことが可能になりました。これを基に試算をした結果は、今私が申し上げましたように、昨晩、二十三日、原子力安全委員会から国民の皆さん方に公表をされたということでございます。

○上野通子君 御説明ありがとうございます。しかしながら、このSPEEDIは地震発生後の十一日から既に予測をしていたと私は情報を確認しております。このような被害予測を立てて住民に情報を提供するということが本場にこのような状況では大切なことだと思ひますが、政府は、なぜ昨夜に至るまでの間、地震が起きてからの長い間、公開するのを拒んできたのでしょうか。大臣、お答えください。

○副大臣(鈴木寛君) SPEEDIなどを活用した試算については、今大臣から御答弁申し上げましたように、内閣府にございます原子力安全委員会、この安全委員会の委員というのは常勤の専門委員五名によって構成されているわけでありまして、そこにおいて適切にSPEEDIを活用し、それに基づく活用、そして情報公表が行われているというふうに私どもとしては理解をしていくところでございます。

文部科学省が知り得る限りにおいては以上でございます。○上野通子君 昨日の原子力安全委員会の発表内容は報道で知るしかないのですが、今朝の読売新聞にはこう報道されています。

SPEEDIは、本来、事故発生時に住民が迅速に避難するために利用するはずだったが、東日本巨大地震による停電や計器故障で、前提となる放射性物質の放出量が分からず、避難に役立つ計算ができなかったということです。

大臣にこのことを御存じだったのかどうかお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(高木義明君) 私どももモニタリングで毎日、これ全国のものを含めて収集をして、それを原子力安全委員会、もちろんいわゆる内閣においての対策本部にも上げております。したがって、今後とも必要に応じて原子力安全委員会において活用されて、情報が国民の下に出されると私は思っております。

○上野通子君 済みません、この計器が壊れていったというのを大臣は御存じだったのですか。もう一度お答えください。

○国務大臣(高木義明君) それは私は承知をしております。まさに発電所そのものが大変な様相でございました。したがって、先ほども申し上げましたように、まさに元がああいう状況でございました。そういう中から、ようやく風向き等がありました。そういったことはモニタリングができたというところでございます。

○上野通子君 それでは、昨日発表になったこの計器が使い物にならなかった、故障していたというところに併せて、その前に報道発表があつた際に、機械が使い物にならなかったということとつじつまが合わない記事がありますので、それをここで皆さんに知っていただきたいと思ひます。

二十二日付けの朝日新聞は、システムを運用している原子力安全技術センターの情報として、十一日の地震発生約二時間後から東京電力福島第一原発についてこのSPEEDIを使って計算を始めたと報道しております。そしてさらには、大地震直後に、福島原発の放射能漏れが確認された直後に、政府は半径二十キロメートル圏内の住民の皆さんに避難指示を出されたと思ひます。このときの避難指示の根拠になった、つまりシミュ

レーションしたのがSP E E D Iを使った被害予測でございます。これも二十三日付けの読売新聞で、SP E E D Iの予測について、政府が避難指示の範囲を半径二十キロメートルに決めるときの判定材料の一つとしたと報道されていますが、このことは大臣御存じでしょうか。

○国務大臣(高木義明君) 初めにも申し上げましたとおり、私どもとしてはモニタリングをするということが私たちの使命でございます。これは速やかに原子力安全委員会あるいは官邸には届けております。それはまさに原子力安全委員会の中での御判断ではなかったかと思っております。

○上野通子君 そうしますと、大臣は、故障していたかどうか御存じじゃなかったのですけれども、昨日の原子力安全委員会の発表によると、SP E E D Iは故障していたというこの発表だったと思いますが、その前の十一日の時点で動いていたという報道もありますので、これはその後故障したということなのでしょうか。

○副大臣(鈴木寛君) 正確、正式にはこれは原子力安全委員会あるいは官邸に聞いていただくのが正確だと思います。思いますが、ここは私の個人的類推も含めて、こういう事態でありますので、私が今のやり取りを伺って思うところを申し上げますので、不正確な内容あるいは後に情報を収集したことによって違うということ、訂正があり得るということを前提に私がお話しすることをお許しただけなのであればという前提でお話を申し上げたいと思いますが。

SP E E D Iというのは、これは機器ではございませんでシステムでございます。要するに、ソフトウェア、シミュレーションソフトなんです。ですから、シミュレーションソフトであるSP E E D Iが、そこが壊れていたということはないと推測されます。これは私も確認するすべもございませし、それは正式にはこの後にでも原子力安全委員会に、あるいは関係者に御確認をいただければと思えますけれども、あくまで推定であります、SP E E D Iが壊れていたという事

態はないと私は思っております。

報道をベースの御質問でございますので、報道機関は様々な情報源から情報を得て、その情報にいろいろな混乱時期でありますので、その情報にいろいろと、何といたしますか、その正確さにおいてかなり幅があると思います。総合的にそういったものを報道機関の責任において収集され、報道機関の責任においてそれぞれの情報の正確さ、精度というものを分析され、そしてそれを報道機関の責任において編集され、総合されそういった記事を書いておられますので、そのプロセスについて私どもは知り得ませんので、本来はコメントはできないわけですが。

こういう時期でありますので、真摯な、実質的な与野党議論というものを深めるために、私が理解しているところ、あるいは推定しているところという大前提で、これは不正確なこともあるかもしれませんが、あります、先ほども大臣から御説明を申し上げましたように、内閣府の原子力安全委員会からの報道資料によれば、原子力安全委員会ではSP E E D Iによる試算のために、試算に必要な放出源情報の推定に向けた検討をしておりますということがございします。

SP E E D Iというのは、放出源の情報を代入することによってその後の拡散についてを計算をする、シミュレーションをするというソフトウェアであります。したがって、放出源の情報がないと、ソフトはあっても入力する、インプットする、代入するものがないのでシミュレーションができませんということになります。これは、私も報道等で知っている、あるいは原子力安全・保安院、あるいは原子力安全・保安院との情報は我々共有しておりますけれども、東京電力についてはこれは保安院経由で、あるいは私も報道ベースで知り得るところがありますので、保安院の情報については私も正確に理解してはいますけれども、東京電力については不正確な部分があることはお許しをいただきたいんですけれども、その放出源情報の推定を行うためには、原子力発電所の中の

様々な、これは膨大な種類の、そして膨大なデータというものを総合的に参照しながら放出源情報というものを推定をさせて代入をしていくと、こういうことになります。

今回、類推するに、電力があのようなことになっておりました、やつと中央制御室に通電したのがこの昨日とか一昨日とか、段階的に進んでいくわけでありまして。そこが通電していませんでしたので、発電所内の様々な計測機器が機能していなかったということは、恐らくそうであろうと、その報道が書いておられるであろうと。発電所内の計測機器が、それは故障していた計測機器が多いと思えますので、多いので、したがって放出源情報の推定ができなかったと。今もできないんです。

そのために、三月二十日からは、したがって、じゃ、それが放出源情報が分からないときにはどうするかということでありましてけれども、それは、ある地点のものを実際にサンブルして、逆算して、放出源情報がどうだということを逆算するということがあり得ます。それもかなり不正確ですが。そのときに、これはむしろ陸に住んでおられる方にとっては幸いなことなんですけど、風向きが海向きでありました。そうすると、放出されたものは海に行きますから、今現在はその海における観測もやっておりますけれども、三月十九日までは海向きでした。それが陸向きになったので、この放出源から陸にその放射線が来て、そしてそれは我々がやっているモニタリング情報で何キロ離れたときにこういう風でこれが来ると。そうすると、そこから逆算をして、まあこれは極めて限定的でありますけれども、これは推定の推定に重なる推定であります、限定的ながら放出源情報を推定できたので……

○委員長(二之湯智君) 副大臣、もう少し簡潔に言ってもらえますか。

○副大臣(鈴木寛君) 本システムの試算の前提となる代入の値がやつと求められたと、把握が可能になったのでシステムの試算を行うことができる

ようになったと、こういうことではないかと推測がされるということでありまして。

○上野通子君 長い説明ありがとうございます。

私以外でもやっぱり国民の方々は、こういう本当に高額なシステムが日本にありながらそれが予測として実際に使われなかったということで不安や不信を持っている方が多いと思いますので、もう少し正しい説明を国民に向けて発信していただきたいと思えます。また、これからはきちんと国民に対しても情報公開をされることを望みたいと思えます。

さらには、全てのことに對して政府がきちんとしたリスクに對してのリスクコミュニケーション、必要なコミュニケーションを、それに対してほとんど配慮せずに何か情報を小出しにしているということが逆効果になっているのではないかと大変危惧しているところでございます。

これからまだまだこの原発問題についてはいろいろな放射能関係の問題、今日も水道の水が飲めなくなつたと東京都で出ていますので、あると思いますが、これに對しての情報を、迅速に正しく国民の皆さんに知っていただくという体制づくりをよろしくお願いしたいと思えます。

まだお聞きしたいことがあつたんですが、時間がなくなつてしまつたので、次に、間もなく新学期が始まりますが、その際の教員免許の更新についての質問をさせていただきたいと思えます。

文部省はこれまで、来週三十一日に修了確認期限を迎えるいわゆる第一グループの方々のうち、まだ修了済みでない方々に對して再三にわたつて講習を受講されるように通知を発信してこられました。現時点でまだ修了していない第一グループの現職職員は何人いらっしゃるかと把握していらっしゃいますか。

○国務大臣(高木義明君) 御指摘の点は、まさに教職員免許更新制についてでありますけれども、第一グループ、御存じのとおり、法改正施行日は平成二十一年の四月一日でありましたから、今年

の三月三十一日が最終期限となっております。

この第一グループの現教職員のうち、昨年の八月末から九月の時点において更新講習の一部あるいは全部の受講を修了していなかった者は、全国の推計によりますとおよそ五千百人となっております。その多くは冬休み期間中に履修をされ、必要な申請を済ませたものと考えております。また、ほとんどの都道府県の教育委員会では、昨年十二月時点、年末であります、公立学校教員に關して、個人を特定するなどして受講するなど、あるいは申請手続を促しております。任命権者として公立学校教員の人員配置に支障がないよう適切に対応していただいていると、私は考えております。

○上野通子君 文科省はこれまで特に第一グループの方々は再三にわたってちゃんと修了しなさいということをお示しされていると思いますが、修了確認期限までに修了されない場合なんですが、免許状が失効し、教員を失職してしまうという、そういうことも通知しておられますよね。念のために御確認したいんですけれど。

○国務大臣(高木義明君) おっしゃるとおりでございますので、できるだけ早く、もう間もありませんけれども、是非そういうことをしていただきたいし、我々も早く把握をするようにしております。

○上野通子君 もちろん、今回こういう災害がありましたので、被災地の教職員に対しましては特別をお使いになるおつもりかどうかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○国務大臣(高木義明君) このような被災の現実がありますので、文部省としては各都道府県の教育委員会にあてて、いわゆる第一グループで修了確認期限の二か月延期を行っている者について、こういう方は代理申請も可能なことを考えておりまして、この辺についてはしっかり被災者の現状をお聞きしながら対応してまいりたいと思っております。

○上野通子君 もしかしたら様々な問題が四月以降に出でくる可能性もあると思いますが、現時点で文部科学省としてそれに対する対応をどのように考えているかということとを二、三お聞きしたいんですが、まず、教員の欠員が生じるといったことはありませんか。その場合、退職の取扱いはどうなるのでしょうか。自己都合の退職になるのですか、それとも自然失職の扱いになるのですか。また、懲戒的な要素も加味されるのでしょうか。また、退職金は支払われるのでしょうか。それぞれに大臣の御見解をお願いいたします。

○副大臣(鈴木寛君) これは免許更新のケースでしょうか、それともそれ以外。

○上野通子君 免許。

○副大臣(鈴木寛君) 免許更新。免許更新制については、今大臣も御答弁申し上げましたけれども、三月十五日にこの東北地方太平洋沖地震に關する教員免許更新制における円滑な手続等という通知を出しておりますので、ここは、先ほども申し上げましたように、きちっとこれに対応いたします。したがって、直ちにこの更新ができないくて免許を失って退職するという事態は、この通知を出しておりますので、今のところ想定しておりません。

○上野通子君 現在想定していらっしゃるというところで、是非とも早く、もしそういう職員が出た場合にはどうしていくかということを考えておいていただかないかと思っております。

さらには、教壇に立つ教員は、四月以降、教員免許状が失効した場合には続けることはできないということが教員免許状更新制度に入っていないが、その際、教員ではなく事務職に転じるということを意味しているのか。また、免許が失効した教員を、これは絶対あり得ないと思うんですが、校長に起用するということはございせんか。

○副大臣(鈴木寛君) 今回の震災に關する免許更新の取扱いだということであれば、先ほど申し上げたとおりでございます。

更新制の一般的なことで申し上げれば、それは免許がなくなるわけでありまして、まあこれは仮定のケースであります、まだその確定を今、だから先ほど申し上げましたように行っておりませんけれども、先ほどのような理由です。ただ、この制度の、何といいますが、御説明ということで申し上げます、それはまさに教員免許を持たずして教員にはなれないわけですから、そこで教員生活を終わるということでございます。

校長については、これは別にこの更新制とは別の問題として、それこそ十年前辺りから民間人校長の登用でありますとか、様々な分野から多種多様な人材を教育現場に登用していくと、こういう方針の下に、必ずしも教員免許を持っていないう方であっても民間校長の場合は登用している。こうした制度的手当てはしております、そういう制度になっているということでありまして、更新制の議論とこの議論は違う次元の話であります。

○上野通子君 質問の仕方が悪くて混乱してしまつて済みません。先ほどののは全て震災を抱えている被害地のことではなくて、一般的な教員の免許更新制度のことでした。でも、今、鈴木副大臣答えてくださったので、それで結構です。

時間がなくなつてしまつたので、次へ進ませていただきます。

大臣は、前回の委員会の所信で、経済格差が教育格差にもつながること、格差が固定していくことも憂慮されまふと強調されておりました。私も、教育制度は格差を固定化していくことは問題だと思っております。現在の高校授業料の無償化制度は所得制限が付いておりません。高所得者の生徒も低所得者の生徒も、公立校ならば授業料は掛かりませんから、そこから見れば確かに平等には見えますが、これはほかの視線から見ると悪平等にしかならないと思っております。

そして、もっと深刻なのは公立と私立の格差だと思ひます。公立高校は文字どおり授業料が無償

化されますが、私立高校は無料にはなりません。就学支援金と授業料の差額は生徒が負担しなければなりません。政府が就学支援金という目的で授業料相当額、一人当たり平均とされる年間十一万八千八百円、これは原則的にこの金額となっておりますが、学校側から渡されます。

しかし、私立校は校舎やその他の施設も原則として自前で整備しなければなりませんので、施設整備などを生徒の皆さんにも負担していただくかなければなりません。就学支援金制度の目的が私立校に通う生徒の経済的負担を軽減することにあるならば、授業料だけでなく納付金全体を支援の対象とするべきではないかと考えております。

また、無償化制度が始まるまで各都道府県では私学助成の単独予算を付けていました。ほとんどの県が付けておりました。ところが、私学に対して国から就学支援金が交付されたことによつて、これまで計上されていた各県単位の私学助成の単独予算が減額されてしまつたという都道府県が実に多いのです。

私の質問主意書に対する答弁書によりますと、平成二十二年度の補正後の予算額が平成二十一年度の補正後の予算額と比較して増額されているのが八都府県、減額されているのが三十八都府県であり、予算が特定されていないのが一県ということでした。

ところが、減額されて私学助成の予算は必ずしも教育予算に支出されているとは限りません。一般予算に回されている県もあります。これでは生徒の支援に名を借りた都道府県支援にすぎないと言わざるを得ません。

この際、現行の無償化制度を一度廃止して、公平、フェアな新たな制度を設計し直してみたいのかかと思ひますが、大臣の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(高木義明君) 今高校無償化の件でございまして。特に私立高校に對しましては、就学支援金として公立高校の従来の授業料額と同等の額を支給し

ております。そして、加えて、低所得世帯の生徒については、大体年収二百五十万未満程度の世帯には二倍額を、そして年収約二百五十万から三百五十万円未満の程度の世帯には一・五倍額というのを支給をし手厚い支援を行っており、そういう認識でございます。

これに加えて、さらに、これも御承知だと思いますけれども、都道府県の授業料減免補助事業などに対する支援を行っておりまして、これらを合わせた支援はいずれの都道府県においても昨年度と同水準か、更に、少しと言っているのか、手厚いものになっておるのではないかと、このように思っております。この点において公私間の格差を助長するというのではないかと私は考えております。

元々、この高校授業料の無償化は、これはもう私が言うまでもなく、経済的理由によって行きたくても行けない、そういう生徒たちを出してはいけない。やっぱり意欲のある者についてはそういう機会を与えるという意味では、私は、家庭の教育における経済的負担を軽くしていく、そのことにおいていい政策であろうと思っておりますし、このことはやっぱり国際的な流れでもあるのではないかと、このように思っておりますから、それは是非定着をさせていただきたいと思っております。

○上野通子君 私立の方の県単の助成金は必ずしもそのまま維持されておられないので、そのところは何かの発信を国からまして、やはり教育を支えるという思いは国から地方に、地方も同じ思いでいなきゃいけないと思いますので、これはしっかりと支えていただきたいと思いますし、やはり所得制限を付けた方が私は本当の意味の公平ではないかと思っております。高校の無償化の見直しを要望させていただきたいと思っております。

最後に、私が提出した質問主意書に対する答弁の間違いについて一言申し上げておきたいと思っております。

十一日の参議院の決算委員会で先輩議員の野上浩太郎先生が取り上げてくださりまして、首相

も、そして高木大臣も御答弁されてしまったので御記憶がおりだと思っておりますが、答弁書に記載された四十七都道府県のデータのうち実に二十三都道府県で間違いがありました。平成になって以降、こちらの参議院から提出された質問主意書に対する政府の答弁書で間違いがあったのはたつたの四件だということだと思っておりますが、そのミスの内容は単純な文字の印刷ミスみたいなものもありまして、政府がこれまで細心の注意を払って答弁書を作成されてきたことはよく分かりますが、今回の二十三か所というのは間違いがかなり多過ぎると思います。これにはアンケート等の取り方等で様々な問題等もあると思いますが、議員の了解がなければ正式な提出ができないと理解しております。私としては、間違いの原因について政府からきちんとした説明をいただき、今後このような間違いをしないという確認をいただかない限り、訂正の了解はできないという状況でございます。

本日は、文教科学委員会に所属した委員として、日ごろ様々な問題に思っていることを質問させていただきましたが、まだまだ時間が足りずに全部質問することはできませんでした。

私たち自民党議員会として、この大変な震災を乗り越えるために何かしなくてはならないということで、日々様々な問題を取り上げて、みんなで話し合ったりしております。是非とも文部科学省としまして、私たちは皆様方と協力してやっていくつもりは十分ありますので、何なりとお申し付けいただけたらと思っております。

本日は大変答弁しづらい質問等もございましたが、これからも真摯にお答えいただけたらうれしいなと思っております。

ありがとうございます。

○熊谷大君 自民党参議院議員の宮城県選出の熊谷大と申します。この度は質問の機会をいただきました。誠にありがとうございます。

まず初めに、今回災害に遭われ犠牲になられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げたいというふうに思っています。

三月十一日に大きな揺れがありました。私も決算委員会に出ていまして、宮城県沖だというふうに第一報を聞いたとき、ついに来たかというふうに殺気立ちました。というのは、宮城県に住まう者ならば誰でも、特に私の世代、今三十六なんですけれども、幼少のころから、昭和五十三年の六月に起きた宮城県沖地震がありましたので、その教訓に、その日、六月十二日は必ず我々は防災訓練というものをいたしておりました。それが三十九年周期で来るぞと言われて、前回の一九七八年から三十三年の時を経て、今回来ました。

でも、これが宮城県沖かどうかというのはまだ決まっていらないし、このようにある程度準備や用意というものはしてききましたが、ここまで大きな地震、またその地震によって引き起こされた津波だとは想像だにできませんでした。

そこで、高木大臣、鈴木副大臣、そして林政務官に確認したいんですが、この地震、そしてそれによって引き起こされた津波の被害についての現在の御認識をお聞かせしたいというふうに思います。お願いします。

○国務大臣(高木義明君) 先ほど現状について鈴木副大臣から報告がありましたけれども、特に熊谷委員におかれましては、宮城県という地元の被災で、まさに計り知れない御苦労、また悲しみもおありだと思っております。お見舞いを申し上げます。

私もどしましては、これまで度々大きな災害に見舞われておりますけれども、その都度、多くの被災者そして国民の頑張りによってこれを乗り越えてまいりました。今回においても、今までとはまた違った観点から、また、これまでであった法律や制度でどうしてもクリアできないものもあるかと思っております。我々としては、非常時ということから、思い切ったことについて現場の皆さん方と

の意見交換の中からしっかりと対応をしてまいりたい。

特に、子供たちの学校環境の早期の整備、そして教職員、加配という議論も出ておりますが、柔軟な対応をしながら円滑な正常な教育環境を早く取り戻す、このことが最大のことで思っております。

○副大臣(鈴木寛君) 先ほど申し上げましたとおり、あの阪神・淡路大震災と比べまして一千四百倍の規模であります。また、現在の死者、行方不明者二万五千人ということで、これもまさに阪神・淡路大震災と比べまして大変深刻な、まさにこの国始まって、これだけの規模の、そして深刻な津波、震災というのはなかったと存じます。それだけに、私どもも全力を挙げてこの対応に当たってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○大臣政務官(林久美子君) 改めて、今回の東北地方太平洋沖地震によってお亡くなりになられた皆様方に心からの御冥福をお祈りすることにも、今なお被災地で本当に精神的にも肉体的にも大きな傷を負われていらっしゃる皆様方に対して、本当にお見舞いを申し上げますというふうに思います。

あの日、東京でもかなり揺れまして、地震だということが分かって次々と報道される様子を見て、私も本当に震える思いでございました。これまでその土地で育んできた大切な家族、家、そして思い出が一緒に流されていったという現状の中で、それでもなお支え合いながら未来に向かって何とか頑張ろうと悲しみの中でも多くの方が取り組んでいらっしゃるんだと思います。

そうした中で、政治の世界に身を置かせていただいている者として、全ての力と英知と意思をみんなを力に合わせて何とかこの厳しい状況を脱して、未来に向かって歩んでいけるように努力をしていきたいと思っております。また、委員におかれましては、御地元ということもあって、震災発生直後からツイッターなどでも情報発信に努めてこ

れまして、その様子も拝読もさせていただいてまいりました。そうした現場の声をしっかりと受け止めながら頑張っていきたいと思っております。

○熊谷大君 ありがとうございます。大臣の国難であるという認識の仕方、私も共有してございます。

それで、ちょっと先ほど義家委員からもありましたが、その大臣の国難という認識がおりなんですけれども、やはり、このいただいたペーパーの中に、今後の対応ということで、全力を挙げて被害状況などの収集及び被災地や被災者への支援を努めるというふうにあるんですけれども、何かこう頼もしくもあり、ちょっとどこまで信用しづらいのかということ、この一言だけではちょっと分からないというふうに思っております。是非大臣、いち早く、お忙しいのは重々承知しておりますが、現地に入っていければその惨状、状況を目の当たりにしていただければなというふうに思います。

というのは、私も、先ほど林政務官からお話ありましたように、現地を自転車、車がちょっと使えなかった、ガソリンが手に入らなかったものですか、自転車避難所、被災地を巡っておりまして。そのときに、あるおばあちゃんから、いや、今回は本当にひどい状況だねという話をしたら、まるで戦争の後みたいだねという話をしました。そしてそのおばあちゃん、仙台空襲、第二次世界大戦のとき仙台に空襲があったんですけれども、空襲に比べてこんな大きい、空襲がそれくらいちっちゃく思えるような被害だと言っていたんですね。だから、もう戦争以上の被害、その記憶のある方々にとってはもう未曾有のまさしく被害であるということ、是非現地に入って、そして見ていただいて復興の計画を組み立てていただけたらなというふうに思っております。

私も仙台市の宮城野区の沿岸部の出身ものですから、同級生、また私の親戚もまだ安否が確認取れていない者もいます。同級生、男の同級生はまだよかったんですけれども、その同級生の妻、

子供がやはり逃げ遅れて津波にのみ込まれました。まだ遺体安置所で確認を取れた同級生はいませんが、まだ出てこない人たちがいるし、遺体安置所が小さな同窓会のようになっているという状況もあります。それぐらいひどい未曾有の本当に大災害であるということを認識を新たに是非していただいて、復興の計画を策定していただきたいなというふうに思っております。

では、質問に移らせていただきます。

今、そういった被災地では、先ほどからありますように、学校が避難所として機能しているところがほとんどでございます。今、大臣は、どのくらいの数の学校が避難所とされているのか、数は是非教えてください。

○国務大臣(高木義明君) 今、三月二十三日現在、文部科学省として把握をしておるところでは、公立小学校、中学校、高校、特別支援学校は四百二十三校が避難所として使用されておると承知をしております。

○熊谷大君 ありがとうございます。

それで、今お答えになった数でどのくらいの教職員が避難所の運営管理側についているか御存じでしょうか。

○国務大臣(高木義明君) 教職員の数は把握をしております。

○熊谷大君 私も避難所を回らせていただいて、数多くの校長先生始め教頭先生又は教職員の方が管理側、運営側についていることを目の当たりにしてきました。全力でその数の把握もしていただけたらなというふうに思っております。

教職員の本来の任務は、御存じのとおり、児童生徒の安全確保並びに学校の教育機能の維持にあります。これは当然であります。でも、災害の際は避難所の管理運営業務などに協力しなければならぬ状況ももちろんあります。今、現在がまさしくそうなのでございますが、学校長は、自校の地震防災組織を地域住民による避難所運営組織と連携させて、避難所運営組織の避難所運営及び管理活動が円滑に機能するよう、初期期において学校

の避難所支援係を中心に支援、協力していくことが望まれるというのが大体の共通認識であります。これはこの認識でよろしいですね。

○国務大臣(高木義明君) そのように認識をしております。

○熊谷大君 これ、あくまでも教職員がかかわるのは初動なんです。その初動の期間についてどれくらいの期間を想定されているのか教えてください。

○国務大臣(高木義明君) 初動の期間というのは、今回の災害を見ましても様々な地域の事情もあると思っておりますので、私はケース・バイ・ケースで考えざるを得ないと思っております。要は、できるだけ早く本来の学校運営ができるような状況にいち早く戻すこと、これが私どもの大きな責務ではないかと思っております。

○熊谷大君 ありがとうございます。

災害救助法によりまして、厚生労働大臣の管轄でございますが、避難所の開設は災害の発生した日から七日以内とされるというふうにあります。特別な場合は厚労省、厚労大臣の承認が必要であるというふうにされていると思いますが、また同時に、教育委員会は、学校に置かれた避難所が長期化されると予想されるときは、当該市町村に避難所の早期解消を要請し、長期間学校が使用できないときは代替施設の確保に努めるというふうにあります。つまり、自治体は速やかに学校を教育施設として再開しなければならぬというふうに思っておりますが、この認識でよろしいですか。

○副大臣(鈴木寛君) 基本的にそのとおりでございます。まさに今回は明らかにこれは特別なケースに当たります。

私も実は毎日のように、例えば岩手県知事の連絡知事とは携帯電話で連絡を取り合っております。いずれの知事さんも同じ認識でございますが、まさにそのことを心配をされ、案じておられるわけでありまして。しかし一方で、その知事の思い、現場の思い、そしてそれは我々の全く思い、あるいは今日お集まりの委員の皆さんの思いであ

りますが、現実問題としてこの代替の避難所を確保し難い。もちろん県内、県外でその避難所を今もう本当に全力を挙げて自治体を探していただいて、今全力を挙げて避難、被災されておられる方の移動というものをやっていただいておりますけれども、委員もよく御存じのように、あのような土地でございまして、なかなかそのことが十分には進んでいないという中で、今本当に知事としてそれぞれの市町村長、そしてもちろんもう現在は教育委員会も知事部局もあるいは首長部局も市町村の教育委員会も、これは一体となって知恵を出しながらやっていただいているところでございまして、私どもも最大限の御支援を申し上げます。ということで取り組んでいるところでございまして、現状は委員がよく御存じのとおりでございます。

○熊谷大君 ありがとうございます。

全力を挙げてということは大変、本当に頼もしいし、よく理解するんですけれども、この本当に状況です。ただ、長期間学校が使用できないときは代替施設の確保に努めるというふうにあるんです。この大災害ですから、もちろん長期間学校が使用できないことも予想されます。恐らくそうなるでしょう。したがって、代替施設を本当に本気になって見付けなければいけないと思えます。

先ほど大臣からありましたように、避難所になつていいるのは、もう五百校近くが避難所になつております。その大規模な代替施設の確保をどのようにこれから文部科学省はしていくのか、是非計画の一端でも教えてください。

○副大臣(鈴木寛君) もちろん、先ほど御説明申し上げましたけれども、文部科学省が持っている青少年の施設であるとかあるいは国立大学等々に、あるいは公的な施設にどれだけのキャパシティがあるのかというのは、これは我が省だけじゃなくて全ての省庁が毎日それを把握し、そして官邸に置かれた本部の方に報告をするようになっております。それから、加えて、公立学

校共済というのがいろいろな施設を持っておりまして。これも活用できないかということも要請をしております。

それから、これはやや所掌を越えるわけでありまして、先般も、これは学校法人という御関係もあり、いわき市から鴨川市に、特に要介護の方々の移送という、その受入先としてかんぽの宿鴨川というのが使えないかという御依頼がございまして、郵政の本部、本社の方に御縁あつて私の方から御要請をさせていただいたところでありますが、このような公的なあるいはこと。それから、加えて民間企業が持ちのいろいろな施設等々もございまして。こうしたことも、特に私どもは子供の観点からでございますが、内閣、政府を挙げて御要請をしているというのが現状でございます。

○熊谷大君 ちよつと具体的には是非教えていただきたいんですけども、やっぱり避難所の開設期間をいつまでにするのかというのは、これから本当に重要なことだと思うんですね。というのは、私、幾つも小学校、中学校を回らせていただいたんですけども、避難民が千七百人とか千五百人、校舎も教室も全部避難者で埋め尽くされて体育館も埋められている、そういう校舎、学校がほぼ全で、私が回ったところはほぼ全でそうでした。そういう人たちに對して、やっぱり卒業式ができなかつたんですね、そういった学校では。代替施設が見付かつて卒業式できたところはまだいいんですけども、もう中止だと、こんなものではできないというふうになった、決断を下したところも多いです。

それは私はそれで仕方がないと思うんですけども、しかし四月は、先ほど来からありますように入学式の時期なんですね。入学式を行わないようにするのか、又は延期してやるのか、そういった方向性も出さないといけない時期だと思うんですね。それをやっぱりそれは教育委員会の所掌だからとか、あとは地方自治体に任せているというふうになると、ずっと多分永遠に延期、延期、延

期、又は入学式やらないというふうなことになるてしまうと思うんですね。だから、ある程度期間を、大変こういうふうなことは言うのは、表現が難しいんですけども、やっぱり期限というのを区切つてやっていかないと、いつまでも先延ばしになってしまふんではないかというふうに思っている。文科省のそこら辺の方針を是非出していただきたいというふうに思っております。

○副大臣(鈴木寛君) 入学式あるいは始業式の弾力的な若干の延期ということの通知発出については今検討しているところでございますが、実は先般も笠政務官が岩手県に行つておりました。事例を申し上げた方が現状が御理解をいただけたと思ひますのであえて申し上げますが、知事が思つておられるタイミングと事務方が思つておられるタイミングがまだ、いい意味でいいますか、別に変な意味ではなくて、そのタイミングをめぐる様々な、同じ県庁の中でも御議論が分かれていると、こういう状況でございます。そういう中で、文科科学省が一律にいついつということを具体的な数字あるいは日時をもつてお示しをする段階に現時点ではないというのが今の私どもの判断でございます。

もちろん、そういうことのために現場に今職員を常駐させて、今そのような情報収集あるいはコーディネートション、それからそれは、今の御議論いただいているように、どれだけ受入先が見付かるのかどうなのか、あるいはその受入先が見付かつたときに、今大分改善されておりますが、ガソリンの問題等々もありまして、輸送、移動手段をどうするのかと、こういうこととの兼ね合いで決まってくるわけでありまして。

もちろん、今日の御議論を踏まえて、更に一刻も早い学校の再建と。このことは官邸に設置をされました被災者対策本部でも、本部長の方からも、やはり学校の再建というものが、これは子供だけではなくて被災された全ての皆さんにとつて希望につながるもので、このことには優先的に取り組んでほしいという指示も文科科学省は受けてお

りますので、更に今日の御議論いただきましたので、このことを、同じ言葉になつて恐縮でございますが、全力を挙げて取り組んでまいりたいと。また、いろいろと情報あるいは御指導を賜れば大変有り難いというふうに思ひます。

○熊谷大君 そのやっぱりコーディネーター役としての文科科学省からの職員というのは非常に重要、大事になつてくると思うんですね。

先ほどもありましたが、役所機能がほとんど不全になつてるところが多々ございます。教育委員会もまだ全員が確認されているというわけではございません。そうした中で、避難所はやっぱりどうしても管理運営は校長先生とか教頭先生が中心になつちゃうんですね。それはなぜかというと、町内会とか自治会が高齢化しているんですよ。高齢化した中で、災害時には七十、八十の町内会長とか副会長さんは動けない。動けないから、どうしても体力のある教職員の先生が回していかないと、その避難所が全然もたないんですね。

そうした中で、さらに避難所を、学校機能を回復させます、再開させますという仕事まで現場の校長先生とか教頭先生、教職員の方に交渉をさせるといふのは大変これ酷な話なんですよ。だって、つらいじゃないですか。一緒に現場で同じ被災者で避難をしていて、いろんなトラブルを乗り越えながら一つのコミュニティがもう形作られている。その中で、じゃ、時期が来たからそろそろ明け渡してくださいね、じゃ、自己責任で避難するところを見付けてください、新たな避難所とところを見付けてくださいというの、やっぱりこれは現場の教職員とか現場で今汗流している人たちは難しいと思うんですね。

そういった意味で、いち早くコーディネーターとしてのいわゆる広域で見れるような人々たちを、文科省の職員が私は適切だと思ひます。けれども、是非コーディネーター役として、二名とか三名とかじゃなくて、より多く派遣していただけるようにしていただきたいというふうに思つてお

ります。続いて、もしかしたら避難されている方が県外とか又はどこかに、住民票のない別のところに転校又は転出しなければいけないという時期が来るかもしれません。高い確率で来るというふうに思つております。

そのとき、阪神大震災のときの記憶でもそうですが、けれども、学籍簿、学習指導要録の事務的な手続とか転出先のいわゆる煩雑な手続が非常に苦勞が多いからなかなか受け入れてもらえなかつたというふうなケースが多々あつたというふうに出ております。そうした中で、学籍簿の柔軟で弾力的な運用をしていかなければならないというふうに思つております。

そういった意味での文科省の方向性、姿勢と、あともう一点、今、南三陸町という町が、宮城県の県北でございますが、そこは戸籍データが一切喪失してしまつた、津波で流されてしまつた。バックアップを取つていた気仙沼の法務局の支局も全部津波でさらわれてしまつた。つまり、行政上存在していないことになるんですね。一事が万事全ての記録が流されたというふうなことがあります。そういったデータの回復とか記録の復旧ということも含めて、学籍簿の関係を是非答弁ください。

○副大臣(鈴木寛君) 実は宮城県にも文科科学省から、ある意味では出向といひますか、出向している職員もおりまして、今委員から御指摘のような大変深刻な状況等々についても私どもも聞いていますところでございますが、更にいろいろと教えていただければと思ひます。

まず第一弾として、今の御趣旨を全く私どもも共有しております。三月十四日付けで、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れることについて通知をいたしております。しかし、先ほど来、義家議員の中にもございまして、その通知を、徹底を現場までしていくということが大事だと思つておりますので、再三再四このことの徹底を図りたいと思ひます。

それと、これは通知をするだけでは駄目だと思っております、そういう通知が出てくることをやはり現場に私どもの職員なり関係者が行つてきちつと説明をする、こういう体制も併せて取つていかなければいけない。

先ほど御報告申し上げましたように、延べで相当数の文部科学省職員入っております。しかし、これを更に追加して、そうした積極的な、人による徹底ということをやつてまいりたいと思つておりますし、それから、受入れ側についてもこれを、また今日の御議論も受けてきちつと徹底をしてみたいというふうに思っています。大変貴重な御提言と御指摘を感謝申し上げます。

○熊谷大君 ありがとうございます。

通知は出しているがというところで、是非追加して職員を派遣していただいて、これこれこういう手続が必要なんだよということをできれば各避難所ごとにしていたけると有り難いというふう

に思っております。

というのは、よく避難所を回っていると、今決算期で、確定申告はどうなっているのか、経営者の方も多いで、今職員の給料払わなきゃもう駄目だとかと、いろいろな不安が渦巻いているんですね。そういう中で、いや、手続するのは区役所に来てもらわないと困りますとか、市役所に来てくださいます。ガソリンもないし交通手段もないし何もなし、手元には証明するものもないという中で、こつちに来てくださいますというのはいさばり非常に二次災害、三次災害を生む土壌になつてしまふので、是非お役所から出向いてそういった情報を提供できるということをしていただけたらなというふうに思っております。

○副大臣(鈴木寛君) 基本的に手続は後で、まず行つてきちつと受け入れると、こういうことを徹底したいと思っております。その後に必要な事後の手続はあろうかと思いますが。

手続が前にあつて、そしてそれが終わらないと何かできないということに制度というのはなつて

いるわけですが、先ほど来、大臣が制度を

超えて、制度を超えてということは何度も申し上げておりますが、まず、とにかく一刻も早く被災された、このケースは児童生徒がきちつと学びが確保できると、そういうまず実態を先行させるということの意味する通知なわけでありませうけれども、それを更に徹底をしたいと思ひます。

それから、もう既に、これはもう委員も御承知だと思ひますけれども、公的な官公庁の諸手続に

○大臣政務官(林久美子君) お答えいたします。

非常に日本は通信衛星の部分でも世界をリードする存在になつていこうということでこれまで積み重ねてきたんですけれども、今委員から御指摘をいただいたものについては、今先行的に岩手で取り組んでいるということでございますが、地上受信設備が必要になつてきておまして、これは実は今まだ三つしかなくて、ただ、とはいえ、できる限りこうした非常時でございますので、まだまだ通信も携帯もなかなかつながらないという被災地の状況がありますから、できるだけしっかりと現地のニーズにこたえられるようにこちらも当たらせていただきたいと思います。

ならないと思つております。

ただ、しかし、被災によつて相当なショックもあるでしょうし、あるいは、例えば転校したときの学校環境あるいは友人関係、多分にそのことが一つの苦勞として考えられます。私も転校の経験がございますが、ただでさえ違つた環境の中で過ごすということは非常にまたストレスがあると思ひます。

そういうことがないようにしつかり、もちろん教職員の皆さん方はそうでありませうけれども、スクールカウンセラーあるいはできるだけ加配等も活用しながら、その点については十分に配慮をしながらなすことだと思つておられますので、しつかり留意をして行わなければならぬ課題だと思つております。

○熊谷大君 その情報の徹底、通知ということで、情報の伝達についてちよつとお尋ねしたいんですけれども、私、文科省からいただいたペーパーの中で、その中でこういうところがあったんです。報道の発表の中に、JAXAは岩手県からの要請を受けた文科省の依頼に基づき、高速インターネット衛星「きずな」を活用したハイビジョンテレビ会議システム、IP電話、インターネットなどの通信インフラを現地に確立すべく、地上アンテナなどの資機材、諸機材と要員五名を現地に派遣と。地上アンテナを設置し、二十日に運用開始とありました。

○熊谷大君 是非、情報が取れるか取れないかというの、本当に生きるか死ぬかの境目になりかねないことなので、是非積極的に活用してもらつたらなというふうに思つております。

それで、先ほどの転校、転出の話にちよつと戻りたいんですけれども、転校、転出するときには子供たちは、ちよつと戦中の話なんですけれども、疎開というのがありました。疎開した先でかなりいじめに遭つた経験をされた方が多いというのはよく聞くことなんですけれども、疎開先でいじめられて人間不信になつたなんというところ、やつて大人になつたなんということもよく心理学の世界ではあるんですけれども。

○熊谷大君 是非ともそこら辺はしつかりとやつていただけたらなというふうに思つております。

というのは、学びの窓とか教員の庭とかというふうによく言われますが、全てもう瓦れきの下になつたり、割れたままの窓を見詰めるながら、被災地の子供たちは、卒業式もない、中止になつたという記憶だけが残つて、何かを置き去りにしたまま大人になるかもしれません。そうした意味での心のケアというのは、本当に世代をこれ共通して

これは、本当に私も読んだときに非常にすばらしいなというふうに思つたんですね。というのは、被災地に行けば、又は避難所に行けば、情報が全く遮断されてラジオからの情報すら取れないという人たちがたくさんいる中で、こういうシステムをいち早く現地に、やつぱり要請を待つていなくて、こちらから働きかけていくのがベストなんじゃないかなというふうに思ふんですね。

○副大臣(鈴木寛君) 基本的には手続は後で、まず行つてきちつと受け入れると、こういうことを徹底したいと思つております。その後に必要な事後の手続はあろうかと思いますが。

最後、ちよつと質問通告はしておりますが、是非私の提言ということを受け取つていただきました。被災地又は避難所を回つていて、それぞれその段階段階によつてニーズが変わつてくるというのは皆さん御承知のとおりだと思ひます。初動態勢のときは食料とか水とか、とにかく生きるためのライフラインの代替的なものだったんですけれども、それが過ぎると今度は衛生面、お風呂であるとか感染症の予防とか、そういうふうになつてくるんですけれども、今十日

が過ぎた辺りで、今度は娯楽が非常に必要になってきている段階です。

避難所では、お互いやつぱり運営する側も避難してきた方々も、非常に被災してすごいストレスがたまつてぶつかり合うことが多いんですね。そういった中で、何かトランプでも漫画でも、又はオセロでもゲームでも何でもいいんで、そういった娯楽性の高いものが支援物資としてあつたならば、そういった必要なトランプなんか避けられるなというふうに思っております。

そうした中で、やつぱりお年寄りが多い避難所なんかでは、私は相撲とか、今非常に、遊ばせているという失礼ですけども、なんかが、興行する機会も時間もほかになんだったら、今被災地の復興又は励ますために相撲とか巡業してくれば有り難いなど。学校でやつぱりまだ土俵が残っているところなどというのは被災地の方でもありますので、そういったところ、又は土俵を新たに造つて、是非復興を励ますためにそういった何かお声掛けとか働きかけをしていただけたらなというふうに思っております。これは私のお願いというか提言でございます。

○副大臣(鈴木寛君) おっしゃるとおりでございます。現地からもまさに、子供がずっと避難所にいるものですから、少し大きな声を出したり走り回ったりして隣の同じ被災民の方に怒られて、そして保護者がまた子供を叱るという悪循環が起こつているという問題の報告がありましたので、副大臣会議において、必要救援物資の中に、例えば本、漫画も含む本であるとか、それからおもちゃというものを入れるべきであるということでした。解をされて、これ例えば、貴重な輸送手段を使って運ぶわけですが、そこにもそういうものは大事なんだという認識をしてくれということ、片山総務大臣も含めて共有しております。

そして、今現在、日本書籍協会が九万冊の確保、それから日本玩具協会でもそうしたおもちゃ類等々の確保をしていただいております。これは、ボランティアの方々が入るということを辻元

総理補佐官の下で調整をしておりますが、その子供支援ボランティアの方々にそうしたものも持っているだけでいいようなことの段取りを今しているところでございます。

それから、相撲に限らず、今スポーツ関係団体と、まさにこうしたときにはスポーツ選手の方々が、本当に老若男女を問わず、心、励ましをしていただくことが最も元氣につながるということで、スポーツ関係団体とも今お話し合いを進めているところでございます。既にサッカー協会等々からは非常に積極的なお申出等々もいただいているところでございます。今日の御議論を踏まえて更にこれを強化、充実していきたいと思ひます。

○熊谷大君 以上です。

○草川昭三君 公明党の草川でございます。

【委員長退席、理事橋本聖子君着席】
今回の災害でお亡くなりになられた方々、また被災をされた方々に心からの御冥福とお見舞いを申し上げます。

また、被災地で救護などに当たつておみえになる方々、福島第一原発の現場で危険を顧みず頑張つておられます東電社員の方々あるいはまた協力会社の方々、自衛隊、警察、消防あるいは地方自治体の職員の方々、また全国からのボランティアの方々に心からの敬意と感謝をまず申し上げます。

そこで私は、文科省が行つております福島第一原発の放射性物質に関する環境モニタリングの調査から質問をさせていただきたいと思ひます。

【理事橋本聖子君退席、委員長着席】
文科省は、大気中の放射性物質の調査を、事故が起きてから三日目の三月十四日に行つたと聞いております。事故後三日たつてからの調査では遅いのではないかと、事故発生後直ちにやるべきだという指摘が専門家の方々から上がっております。この点についてどのようにお考えか、まずお尋ねを申し上げます。

○大臣政務官(林久美子君) お答えをさせていただきます。

できます。

まず最初に、ちよつとこの間の経緯を簡単に御説明させていただきます。文部科学省では、三月十一日の十五時四十二分に福島第一原子力発電所から原子力災害対策特別措置法第十条に基づく通報を受けまして、速やかに本省内に原子力災害対策支援本部を立ち上げました。今回の事故に対する初動対応態勢を構築したということでございます。さらに、関係機関に連絡をして緊急のモニタリングなどを行う専門家の派遣を手配をいたしまして、翌日の十二日の朝には関係機関を合わせて十六名が現地に到着をいたしているところでもございます。

その後、福島第一原発における状況の変化がございまして、大気中に放射性物質が放出される可能性が出てきたということ踏まえて、この三月十二日には各都道府県と連絡を取つて空間線量率の状況を把握するとともに、この線量に異常値が見られれば直ちに公表ができるように準備を進めていたところでもございます。

さらに、福島第一原発における水素爆発などの事象が発生をし、発電所の敷地境界付近において通常よりも高い放射線量が測定されたことを受けて更に全国各地においてこの放射線による懸念が、不安が高まつていたことなどありまして、できるだけ速やかに正しいデータをお伝えしようということで、十四日以降、各都道府県のデータをとりまとめ一日二回公表し、これは文部科学省のホームページにもアップをさせていただくとともに、関係機関にも提供をさせていただいているところでもございます。

今後とも、できる限り迅速な調査、そして公表に努めてまいりたいと思ひます。

○草川昭三君 土壌についての調査でございますが、放射性物質の調査を三月二十一日に行ひまして、結果が公表されておりますが、この土壌についての調査といわれる健康への調査というのはどのような状態になつておるのか、お答え願ひたいと思ひます。

○政府参考人(合田隆史君) 文部科学省におきましては、福島第一原子力発電所二十キロメートル以遠の地区の空気中のダストでございますとか地表面、土壌のサンプル調査を実施をいたしまして、含まれております放射性核種の分析を実施をしてきているところでございます。

これらの調査におきます測定、分析の結果には他の地点に比べて高い値を示すものがございますけれども、これらの健康への影響につきましては、原子力安全委員会の方からこれまで得られた助言によりまして、直ちに健康に影響を及ぼすものではないというふうになされているというふうに承知してございます。

○草川昭三君 今、土壌についての、健康についての異常はないと、こういう答弁でございますが、海水の測定もやられたと思ひます。この海水の測定は、原発事故から十日以上経過をした三月二十三日に行つています。

海水の監視については、これまで専門家の方々から出遅れたのではないかと指摘があります。どうでしょう。

○大臣政務官(林久美子君) 御指摘いただきましたように、三月二十二日に海域モニタリング行動計画を発表をいたしまして、海洋研究開発機構の調査船の白鳳丸を福島第一原発の沖合の海域に出して、昨日海域の海水を採取をいたしました。原発のある東側からおよそ三十キロの地点を縦に十キロ間隔で八か所採取をさせていただいたわけでございますが、その後日本原子力研究開発機構において海水中の放射能濃度を分析をして、その結果を本日にも公表をさせていただきますところでもございます。

海域の放射能濃度を把握することとは、陸域の濃度を把握するのと同様に重要であるというふうには認識をいたしておりますが、一般的に海水中では放射性物質が拡散をしたり薄まつたりするというものもありますし、また海水は直接的に飲むという類のものではないことから、まずは陸域で生活をしている人の生活に密着した範囲を

優先して、陸域のモニタリングから着手をさせていただいたこととさせていただきます。

今後は、この海水のモニタリングも毎日一日一回きちつと採取をして公表していくことにしておりますので、海水域、陸域共にモニタリング調査の充実を努めてまいりたいというふうに思っています。

○草川昭三君 いや、私が言いたいのは、危機管理というのは陸も空も海もないわけですよ。それで、別に海を泳いでいる人が海水を飲むからというそういうことではなくて、漁業というのがありますから、魚というのがあるわけですから、我々は随分苦い思いをしているわけでございますから、そういうことを指摘をしたわけでありまして、この測定結果の公表に当たっては、国民の健康に及ぼす影響というものを隠すことなく、分かりやすく説明をすべきであるというのが私の一番今日主張したいことなんです。余りにも難し過ぎますし、官房長官は官房長官で会見をやっておりますが、どうもそこら辺りが、一体になって、国民の目線に合うというんですか、そういう姿勢の一貫性がないような気がしてなりません。この点についてはどのようなお答えか。

○大臣政務官(林久美子君) 私も委員と全く同じ気持ちでございます。単位もマイクロシーベルトとか非常に聞き慣れない単位が多くて、なかなか分かりづらいなというのは多分どなたも感じているところなんだと思います。しかしながら、やはり分かりやすいというのは当然大前提でございます。なおかつできるだけ速やかに正確なデータを公表していくことを両立をさせていきたいというふうに思っております。

そうした中で、この放射線量、放射線の影響の評価については原子力安全委員会において一元的に行うことというふうにはなされてはいるんですけれども、文科省においては、モニタリングデータを公表する際にホームページでも実は一緒に公表させていただいているんですが、日常生活と放射線というふうに題しまして、自然放射線の量とか、

例えばX線の集団検診を一回受けた分の放射線量ですとか、あるいは飛行機に乗って東京とニューヨーク間を往復したときに受ける放射線量と同じぐらいですとか、割と自分の実生活に置き換えられるような指標とかイラストなんかも使いつつ、多くの方に分かりやすく御理解をいただけるように努めてきたところでもございますが、何せ単位も含めて慣れない、耳慣れないものが多いことでもございますので、引き続き、少しでも分かりやすく御理解いただけるように努力をしてまいりたいというふうに思います。

○草川昭三君 目安となる指標を出したいというのは、もう既にテレビなんかでいろんな紹介をされておりますから、大体レントゲンを一回撮ったから幾らかというのとは比較論としては分かりませんが、問題は、こういうデータというのは、後で違った答えが出てきますと全て信用性というのとはなくなるわけでございますので、私は隠すことなく分かりやすい説明をしていただきたいと思うんです。

例えば、放射性物質が平常値の十倍あるいは百倍あったとしても、それが一時間暴露された場合、あるいは一日暴露された場合、あるいは一週間暴露された場合、あるいは一週間以上二か月、又は半年の場合もありますね。あるいは原子炉から居住地までの距離、しかも乳児、赤ちゃんです、ね、それから子供、大人、お年寄り、あるいは病弱者、妊産婦、最近レントゲンやCTの検査を受けた人の場合と受けてない場合はどうだろう、一か月前にレントゲンを撮影された方の被曝の量と比べてみたらどうだろうというような細かい点が個人によってそれぞれ条件が違うと思うんです。

そこで、自分がどのケースに当たるかというところが判断できるように、パターンをなるべくたくさん作って例示をすべきだと思いますが、この私の意見についてどのようなお答えか、お答え願いたいと思います。

○政府参考人(合田隆史君) 御指摘のとおり、先ほど林政務官の方からも御答弁申し上げましたよ

うに、国民に分かりやすく情報開示をしていくということとは極めて重要なことであるというふうに考えております。

今回の福島県の第一原子力発電所の事故を受けた対応につきましては、私どももいたしましたし、総合的な放射線モニタリングを行うとともに、その結果を国内外に公開をする。そして、内閣府の原子力安全委員会においてモニタリング結果の評価を行うということになっているわけでございますけれども、文部科学省といたしまして、これらのモニタリングの結果を公開をいたします際には、できるだけ日常生活と放射線のかかわりについて分かりやすい形で示していくということが重要であるというふうに考えております。

このため、先ほども政務官から申し上げましたように、放射線の量の目安となる指標を添付いたしますとともに、例えば放射線医学総合研究所のホームページなどにおきましては、一般の方々を対象として具体的な数値を用いた基礎的な説明を行っておりますし、さらには、今回文部科学省におきまして健康相談ホットラインということでも窓口を設置をいたしまして、健康不安等に対する相談体制を構築をいたしております。二十三日までには二千四百十件の相談が寄せられているところでございますが、さらに、今先生の御指摘がございましたようなことも踏まえまして、より分かりやすい周知の方法についていろいろと工夫をしております。

○草川昭三君 国民が不安に思うのは、自分に果たしてどういった影響があるかということではないでしょうか。それで、その都度いろいろと文科省は文科省なりの立場からいろいろなデータを出しておみえになりますし、また枝野官房長官は、定期的に会見で、直ちに健康に被害があるわけでは、影響があるわけではないということを終始一貫してメッセージを出しておみえになります。

しかし、大気あるいは水、食品、土壌、魚介類など、各環境分野の放射性物質が全部例えば一度に暴露したり摂取をするような場合の複合的な影響や安全性については一回も述べられたことはないんですよ。それはもうありとあらゆるものが一回全部摂取をするなんてことはあり得ないかも分かりませんが、あり得ることもあるわけなんです。ね。そういう点について、大臣、どう思われますか。

○国務大臣(高木義明君) 絶対に安全だということとはあり得ないと、このように思っております。今回の災害についても、政府の本部委員の一人として私も参画をしておりますけれども、とにかく、ある意味では最悪の事態を考えながら対応しておるというのが実情でございます。

○草川昭三君 今の大臣の見解というよりは決意というのには非常に重要だと思っておりますが、モニタリングの測定の対象の核種についてお伺いしたいと思うんです。

文科省が測定の対象としている核種を調査別にこの際明らかにされたいと思います。

○政府参考人(合田隆史君) 私どもの方では、全都道府県に依頼をいたしまして、蛇口より採取をいたしました水道水、それから大気中から地上へ降下をしております降下物を収集をいたしまして、含まれる放射性核種の分析調査を実施をいたしております。そしてその結果を公表しているわけでございますけれども、また、福島第一原子力発電所の二十キロメートル以遠のモニタリングとして、空気中のダスト、浮遊物のほか、地表面、土壌、そしてその他の環境中のサンプルを採取をして核種分析を行っております。

これらの分析結果につきましての核種に関しては、原子力発電所から放出をされます放射性物質による影響の評価の中では極めて支配的であるとされております。素131及びセシウム137の値を公表しているところでございます。

○草川昭三君 今の報告は予算委員会でも高木大臣からたしか答弁をされておりますから我々も分かっているわけですが、測定対象の核種にプルトニウム、ウランの混合酸化物燃料、いわゆるMOX燃料が使用された場合に発生をする核種という

ものは含まれているのかいないのか、最初に御答弁願いたいと思います。

○政府参考人(谷田隆史君) 今回のように広範な地域に放射性物質が飛散をされております場合、まずは、どれだけの地域で大気への拡散あるいは地上への降下があるかを見極めるということが大切であるというふうに考えております。

したがって、放射性物質の漏えいがある程度収まると申しますか低減をいたしますまでは、まずは全国の空間線量率あるいは大気降下物、水道水の測定を優先的にいうこととしております。さらに、空気中のダスト、地表面、土壌の放射能調査を実施しているわけでございますけれども、その分析結果として、原子力発電所から放出される放射性物質による影響の評価において支配的である要素131、セシウム137のデータを公表しているわけでございます。

この二つの核種はMOX燃料についても同様に支配的な影響を持つ核種でございます。今後、福島第一原子力発電所の事態や放射性物質の拡散状況などを見ながら、更に特定の核種を対象とした調査を行ってまいりたいと考えております。

○草川昭三君 いや、今国民の皆さんはある程度勉強されておられまして、一番心配をしておみえになるのは、MOX燃料を今の原子力発電所の一号、二号、三号、四号、五号とあるわけですが、その中に含まれているかどうかという心配を非常にされてみえるんですよ。

ですから、私が今あえてこのMOX燃料の問題を取り上げたのは、MOX燃料が使用されている場合にモニタリング調査はやっていないという今の答弁です。それはセシウムと沃素を測定しているのだから、この沃素が高くなればこのMOX燃料の場合もそれを適用することができると、こういう答弁でしょう、一言で言えば。そういう答弁されているわけですから。

それは、私はもっと突っ込んで、MOX燃料、すなわちプルトニウム、ウランの混合酸化物燃料をもし使っていて事故になったら大変だということ

とを一番心配しているわけですし、一部の報道でもうそろそろそういうことを取り上げてきておるわけですから、私はこれはもう早めに文科省としては非常に大きな問題としてモニタリングをやっていますよという、そういう答弁を私は期待を置いてこういう質問をしておるわけでございます。

福島第一原発の三号機において、これは昨年ブルサール運輸を実施していますよね。その燃料棒が溶融した場合に放射性物質の排出はどうかということですが私は最大の疑問点であり質問の焦点だと思ふんですが、文科省としてMOX燃料使用の有無ぐらひは問合せしているんでしょう、三号炉では昨年から使っておるということぐらひは承知しているわけでしょう、どうですか。

○政府参考人(谷田隆史君) その点は私どもも承知をしております。

○草川昭三君 承知をしているということは、これは私ははっきりと大きく文科省としては真剣に取り組んでいるということをもっと声を大きくして心配するなということをするべきだと思うんです。

MOX燃料が使用されているかということを含め、その点は大臣どう思われますか。

○国務大臣(高木義明君) MOX燃料の点でございますが、この使用済MOX燃料については、使用済ウラン燃料より放射線が強く発生熱も高いので、貯蔵保管することの上で非常に危険性が大きいという懸念がまさに示されておりますが、原子炉内で生じる核分裂生成物の種類は基本的に同じであるという専門家からの見解をいただいております。

もっとそれを大きくはつきり公表せよということでございますが、それも御指摘に沿って我々も善処していきたいと思っております。

○草川昭三君 我々も原子力安全委員会がこのプ

ルサール問題についてどういう態度を取っておるかということを知りたいです。たしかこれは九五年ですか、これは使っていないですよということ、あるいは二〇〇七年には閣議決定もされているわけでございますから、あえて不安感をあおるつもりはありません。ありませんけれども、プルトニウムということになると、これはいささか関心のある人ならばどういう位置付けになるかということとはみんな承知をしているわけですよ。通常のウラン燃料と比べて放射能、特に中性子が著しく高い、今大臣が答弁されたとおりです。ウラン燃料よりは危険度ははるかに高いと言われてるだけに、これは私は相当なウエイトで専門家の皆さん、特に科学技術庁という歴史を持った文部科学省でございますから、そこはしっかりと取り組んでいただきたいということを強く要望しておきたいと思ひます。その点についてはどうでしょう。

○国務大臣(高木義明君) 御説のとおり、しっかりと対応していきたいと思ひます。

○草川昭三君 じゃ、原子力行政についてお伺いをしたいと思ふんです。

原子力行政は、先ほどの質問者のお話にもありましたが、非常に組織が入り組んでいるんですよ。原子力を統括をする政府の責任者は一体誰か。これ、高木さんですか。

○国務大臣(高木義明君) 経済産業大臣でありますけれども、もう経験豊かな草川委員のことでございます。御承知と思いますが、いわゆる原子力の防災体制あるいは安全規制において、いわゆる試験用、試験研究炉については文部科学省、実用発電炉においては経済産業省ということになっておりまして、今回については、原子力事故災害の発生時においては、原子力災害特別措置法に基づいて、政府においては内閣総理大臣を本部長、経済産業大臣を副本部長とする原子力災害対策本部を設置をしておるところでございます。

○草川昭三君 今の答弁のとおりでございますが、非常に行政の指揮命令系統というのは複雑で

して、今回のこれ、まだこれは進行中でございますが、トラブルの対処の仕方がどこかですれり、我々も非常に不満のあるところなんです。

もちろん、この原子力をこれから日本の国の大きなエネルギーの力として依拠しなさいかぬわけでございますが、全ての推進は内閣府所管の原子力委員会が玄業大臣が担当なんですよ。安全ということになりますと、今も答弁がありましたように、内閣府所管の原子力安全委員会が松本大臣が担当なんです。商業炉は言うまでもなく旧通産省の経済産業省の海江田さん。実験炉は高木文科大臣、旧科学技術庁の流れをくむと、こういうことなんです。これを我々国民は一々縦に分けて、このことについては内閣府へ行くのかねと、あるいはこのことについては経産省かというわけにはなかなかいきません。

そういう意味では、私は、こういう災害を契機に原子力行政というものの対するプロジェクトというんですか、新しい一元的な体制というものをつ組んでいただいて、そこが、官房長官なら官房長官でいいですよ、いいですけども、記者会見をやってもらいたい。我々が見ていても、官房長官が記者会見やっただけ、いわゆる安全という意味では旧通産省の方々が出てきて説明される。それで、その後、細かいことになると東京電力という会社の経営者が来て説明される。その三つをそんなに我々は精査できませんよ。だったら、これはもうきちっと、対外発表は誰がやるのか、どの役所がいいのかということも決めていただいて、国民を安心をさせていただきたいというふうに思ふんですが、その点どうでしょう。

○国務大臣(高木義明君) 我が国の原子力行政、内閣府に設置されたいわゆる原子力委員会、これは原子力政策の基本方針を作る。原子力安全委員会が原子力安全確保の基本方針を提示をする。その基本方針の下で各省が分担して原子力行政を実施しております。こういう今仕組みになっております。したがって、原子力政策全体については原子力委員会が担当して、科学技術政策の担当大

臣がやっておる、そして原子力の安全確保については原子力安全委員会を担当している防災担当大臣がやっておる、こういうことでございます。

今御指摘のとおり、私どもは災害発生以来、原子力災害対策本部を設置しまして、第一回は当日の十六時四十五分に会議を招集されまして、私もその本部員として文部科学省としての意見あるいは情報、これについてはきちっとその場で出しておるところでございます。特に、今回の役割としましては、既に御議論があつておりますように、私どもは関係省庁と連携しながら総合的な放射線のモニタリングを行う。同時に、大学病院あるいは医療界との協力の中で被曝医療の専門家の現地派遣、こういったことをして支援を行つておるところでございます。

いずれにいたしましても、縦割り行政を排して、超えて、やっぱり一元的な情報の発信、このことは特に原子力行政では重要なことでございまして、今委員御指摘のとおり、このことを更にしたつちり踏まえまして、今日から、当面でございますけれども、やはりそういう意味で、地域の安全と、とにかく安心、解消が何よりでございますから、全力を尽くしてまいれる所存でございます。

○草川昭三君　じゃ、原子炉問題については以上で終わりました、今は春休みになつていられるわけでございますが、子供たちは早く学校へ行きたい、あるいは友達と再会をすることを楽しみにしているのではないだろうかと思ふんです。

今はこういう状況でございますが、四月になつて新学期が始まつたらみんな学校に行けるような教室というのが全国的に用意をされているのか、あるいは災害対策用で当分の間使用できないというようなことになつていられるのか、その場合、代わりのものは果たして用意をされているのかどうか、そこら辺りのことについてお伺いをしたいと思います。

○副大臣(鈴木寛君)　先ほど来も御議論になつておりますけれども、学校の早期再開、大変重要な課題であるというふうに思つております。その際

に、まさに学校施設というものをどう復旧させていくかということは、まさにその根幹だと思つております。

先ほども、繰り返しになりますけれども、三月の十五日及び十七日に、学校設置者が速やかに教室を準備できるように、国の災害復旧事業の現地調査を待たずに早期に復旧整備に着手できる旨を通知を発出をしたところでございます。したがって、今現地において、もちろんできることから可能な限り最大限、現場の方々に御尽力をいただいているところでございます。

また、全壊、半壊した建物自体を復旧させるというのはこれ相当な期間を必要といたしますので、まず学校の早期再開には仮設校舎の応急措置が有効であると考えておりまして、応急仮設校舎の設置につきまして国庫補助の対象にいたしまして、今御指摘の学校復旧に向けて、被災地の皆様方の協力、現場で大変頑張つていただいているわけでありまして、その万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○草川昭三君　もう一つ、大学なんか特にそうなんです、外国から日本の大学に留学を予定している学生が随分お見えになるわけですね。母国で日本への渡航許可が下りていないという例も非常に多いんですよ。来日できないケースというのが随分あります、これはその国のそれぞれの方針でございますが、私が先ほど取り上げたような問題を、非常に強く影響をしておるか分かりますけれども、日本は危険ではないかというふうな、そういう点で日本への渡航許可が下りなくて来日できないというケースが非常に多いわけでありまして、文科省としてどういうように対処をされるのか、お伺いしたいと思います。

○副大臣(鈴木寛君)　御指摘のとおり、地震というに伴う、主として原子力災害のことが大きく影響しているんだと思ひますけれども、五十七か国程度の国におきまして、日本への渡航を差し控えるよう、勧告ではございますが、勧告をして

いる国が三月の二十二日現在でございます。

私どももいたしましては、外務省と連携をいたしまして、まず各国政府に我が国の正確な現状について理解を深めるように、在東京の大使館への説明等々を外務省に主催していただいて、私どももそれに協力をしております。

と同時に、海外向け広報、これを改善いたしました。と、この点についても、まさに地震、津波、そして原子力災害に関する正確な情報を記していくということだと思つております。これをきちつとやることによって諸外国の正確な理解が進み、それによつて渡航自粛勧告が改善されると思ひます。

しかしながら、その結果、来日は遅れていることは事実でございますので、そうした留学生に対しましては、来日後、円滑に手続が進むよう、入学手続の延長や授業料納付時期の猶予等の弾力的な扱いについて最大限配慮するよう大学に求めてまいりたいと思ひておるところでございます。

○草川昭三君　今の答弁は、来日をする学生の立場で非常に配慮をした答弁で、それはそれで結構ですが、実は日本の受入れの大学側では、もう既に予納金というんですか、お金を預かつたりして、それが契約不履行みたいになるわけですね。そういうときに、相手が分かつておればいいんですが、なかなかその手続が、代理人がお見えになるかどうか知りませんけれども、大学側としても大変困つてみえるようなことを私、聞いております、そういう点についても是非文科省として配慮をしていただきたいということを強く要望しておきたいと思ひます。

時間がもうあと余りありませんので、もう一回、津波の問題等々を含めまして、文化庁も今日は来ていただいておりますので、今回の大震災というんですか、災害による国宝などの被災状況はどうなつておるのか、お答えを願ひたいと思ひます。

○政府参考人(吉田大輔君)　今回の大震災により

ます文化財の被災状況につきまして、私どもとしては都道府県教育委員会などを通じて状況の把握に努めているところでございます。

本日五時現在におきまして集計しているところでは、国指定などの文化財では、国宝が四件、重要文化財が百三十三件など、一都一道一十七県におきまして合計三百四十五件に被害が生じているとの報告を受けております。

このうち、国宝四件につきまして更に説明をさせていただきますと、宮城県の大崎八幡宮、これにはしつこい壁に一部崩落や亀裂がある。また、同じ宮城県の大崎八幡宮におきましては、板壁、漆塗装、彫刻に軽微な破損がある。また、福島県の阿弥陀堂では、扉周りに軽微な破損がある。さらに、山梨県の清白寺仏殿では、内部の欄間の破損等、こういった被災状況が報告されているところでございます。

私どもとしては、今後とも被災状況の正確な把握に努めてまいりたいと思ひております。

○草川昭三君　今、重要な国宝が四件もあるという、こういう御報告でございますが、大変な文化財の被害があるわけですね。

そのほか、今回の大震災による、特別名勝というんですか、有名な観光地帯だとかあるいは史跡、歴史的な跡などの被災状況もあると思ふんですが、その点はどうな程度になつておられますか。

○政府参考人(吉田大輔君)　ただいまの名勝あるいは史跡の關係でございますけれども、先ほどの国宝と同等の価値を持しますいわゆる特別名勝、それから特別史跡ということについて御報告させていただきますと、特別名勝につきましては四件、特別史跡につきましては五件に被災があるという、こういう報告を受けております。

この個別の事例につきまして若干紹介をさせていただきますと、宮城県の特別名勝松島でございますけれども、ここでは各所で地震及び津波による甚大な被害が生じているという報告を受けてお

ります。また、同じ宮城県の特例史跡多賀城跡附寺跡という案件がございますけれども、ここでも整備した正殿基壇の舗装の亀裂の増大が認められるというようなことがございます。さらに、茨城県の特別史跡で重要文化財の旧弘道館におきまして、学生警備と言われる建物が、これは全壊をした、また弘道館の壁しつくい落下などが認められております。

このほかにも、都内でも幾つかの名勝あるいは史跡について被害が生じているという報告を受けております。

○草川昭三君 ちよつとまた話を戻しますが、今度のこの災害で休校になっている学校がたくさんあったと思うんですが、避難先として利用をされているのはどの程度あるのか、お答え願いたいと思います。

○政府参考人(辰野裕一君) お答えいたします。昨日現在でございますけれども、休校となった公立学校で見ますと千七百六校、それから避難所になっている公立学校は四百二十七校ということでございます。

○草川昭三君 まあまあの利用をされておみえにということですね。それで、今度はまた大学に話を戻しますが、全国の大学で入学試験の時期と重なったところもあったと思うんですが、それは現在どのような状況になっているのか、現状をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(磯田文雄君) 三月十二日、十三日に予定されていましたが、百七十四校の国公私立大学の大学入試のうち、三十六校の入試が延期又は中止の措置を、六十一校につきましては試験時間の繰下げの措置がとられたところでございます。また、国公立につきましては、後期日程の初日一限目に当たるわけでございますが、その志願者の欠席率は、昨年が五二・八でございまして、今年が五三・八ということで、若干の増がございまして、そのうち、一〇%以上の欠席率が増加した大学が国立で四校、公立で六校見られるという状況

でございます。

○草川昭三君 今のようなところは、例えば追試などを実施するということになるんですか、どうでしょう。

○政府参考人(磯田文雄君) それぞれの受験生の受験の機会を最大限確保するというところで追試を実施しております。あるいは、実施の準備をしているところもございます。また、追試が困難な場合には、センター試験の成績を利用するの合否判定、このような対応をしておるところでございます。

○草川昭三君 もう時間が来ましたのでこれで終わりますが、最後に、大変、大学、高校、その他の学校教育等の現場も被害を受けておるわけでございますし、いろんな意味で、まだこれ予算を審議中の委嘱の時間にこういう質問をするのは大変不謹慎かも知れませんが、今我々の世界では補正をどうするかという話が大きな関心を呼んでおるわけですよ。

それで、前回の阪神・淡路の大震災があったときの対応をちよつと調べてみますと、二十日後に予備費の使用、約百四十八億円を二十日後には使うということを開議決定をしております。それから、平成六年のときはどういう状況だったかといえますと、二次補正を提出したのが、こういう震災というんですか、地震のあった後、三十八日後にはそういう支出を、第二次の補正が提出をされております。平成七年の場合は、第一次補正がこういう事案があつてから百十八日後には国会に提出をされておると。

それぞれ金額は違いますけれども、そういう補正に対する考え方が出ておるわけでございますが、改めて大臣からどのような考えか、あるいは規模等をどんな程度、そこまで言うのは問題があると思ひますけれども、大体の見解をお伺いをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(高木義明君) この度の災害は、過去の大震災の規模をはるかに上回る甚大な被害をもたらしておりますし、また広範囲にもわたつてお

ります。今は被害状況をしっかりと把握することが何より大事でありまして、当面する対応、救援活動も迅速化をしなければなりません。

ただ、今委員御指摘のとおり、文部科学省としても、例えば被災した児童生徒、学生等の就学支援、あるいは耐震化も含めた学校施設の復旧、あるいは福島原子力発電所に向けた放射線モニタリングの充実などがなお必要でございます。さらに、全体的な地域からの要望、意見も多様に上つておりますので、ある意味では大変な額に上る経費が必要になろうと私は思っております。

今のところ、予算編成方針は決まっておりますけれども、当然、補正予算、予備費の活用はもちろんでございますけれども、補正予算を組まなきゃならない、こういう状況にあると思っております。政府全体としての考え方、そして国会における議論、各党各会派からの御提案等も受けながら、それはひとつ、国会の立法院としてのまた御判断をいただかなきゃいかぬときも来ると思ひますので、万全を期してまいりたいと思っております。

○草川昭三君 以上で終わります。

○江口克彦君 みんなの党の江口克彦でございます。

まず、震災で犠牲になられた多くの方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に厚くお見舞いを申し上げます。また、被災者の救済、原発事故への対応等に大変な努力をされている関係者の方々、皆様に心から敬意を表したいと思います。

この非常時に難しい事態を乗り越えるためには、与野党を超えて、党利党略を超えて被災者の支援、被災地の復興に全力を挙げて取り組む必要があるというふうに思っております。是非、国会議員また政治家が心を一つにしてこの日本の国難とも言うべき事態を乗り越えたいと、乗り切っていくようにしたいというふうに思っております。

そこでお伺いしたいと思うんですけれども、政府・与党はマニフェストへのこだわりをもう捨

てられたらどうかというふうに思うんですが、子ども手当二兆九千億円、高校無償化四千億円、三十五人学級二億円などの、不要不急とは言いませんけれども、この機にこの政策を行う必要があるのか、直ちに直してその財源を被災地の皆さん方に使うということが今むしろ多くの国民の皆さんが望んでいることではないだろうか、また、被災者の痛みを全国民が分かち合おうと、そう思っているのではないかと今ふいに私は思うんですけれども、大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(高木義明君) 今委員の方から、心を一つにしてこの国難とも言える災害を乗り越えるべきだという言葉をいただきました。私も、そのことを踏まえて、これからも御提言などを受けながら対処してまいりたいと思っております。

お尋ねの、マニフェストへのこだわりがあるのではないかと、こういうことでございます。平成二十三年度予算案は既に国会に御審議をお願いしておりますのでございまして、この予算案に盛り込まれておりますのは、高校無償化あるいは三十五人学級ということの重要なテーマであらうかと思っております。

私どもとしては、この高校無償化についても、家庭の経済状況にかかわらず意志ある生徒が高校で勉強できるという環境を整えてやろう、そして世界の流れでもある、そういうことからこの高校無償化を今年度推進をしております、なおまた定着をしなければならぬと思っております。

特に、今回の被災の現場を見ましても、中学生あるいは高校生、そしてまた家庭においても、進路の決定やあるいは生活設計から考えても、そういうものがある意味では前提にしておられると思っておりますので、私たちとしてはこれの定着を図りつつ、また新たに、予算においても、あるいはまた法案も提出をいたしておりますけれども、三十五人以下学級を、二十三年度の予算では小学校一年についてでございますけれども、少人数学級を実現をして、きめ細かい、質の高い教育

が受けられるようなそういう環境をつくってまいりたい、このように思っております。

また、御指摘の災害への復旧復興については、ある意味では大変な膨大な財源が必要であろうというところは推測をされるところでございます。現在、状況の把握をしておりますけれども、補正予算の編成のことも当然に考えておきなかならぬと、このように思っております。その規模とかあるいは財源等につきましては、現段階での明確な方針は示されておられませんけれども、文部科学省としても政府全体の方針あるいは与野党の皆さん方の御論議を踏まえて適切に対応すべき、このように思っております。

○江口克彦君 ありがとうございます。

今のお話を踏まえて、私が申し上げたこと、子ども手当、高校授業料無償化とか、あるいはまた三十五人学級等々、そういうようなものにつきまして、例えば一年とか二年でも間を置くとか、今、今年、この時期にやらなきゃいけないということではなくて、一年でも延ばしたり様子を見たりするというお考えは全くありませんか。

○国務大臣(高木義明君) 既に高校無償化は恒久法として制定をされて、都道府県においても関連の条例も制定をされて、そして今既にそういうことで走っております。今これを変えろということとは、新たなまた混乱ということも十分に考えられます。

また、この少人数学級についても、これはもう随分前からいろいろな現場を含めてそういう意見、要望が強く、そして新しい学習指導要領もスタートしますので、この際、ひとつ思い切って、そのスタートとして、是非私たちとしては子供たちの教育のことを考えますと、何としても一歩でも二歩でも進めていかなきゃならぬ、このように思っております。

そして、その災害の件は、これはもちろん当然重要なことでございますから、しっかりと災害の復旧、救援の財源確保についても考えなきゃならぬと思っております。

○江口克彦君 国難というふうにおっしゃりながら、困難あるいはまた混乱ということで、結局は具体的に、その困難とか混乱とかというものもあってそれを乗り越えてこの国難に当たると、これはやっぱり国難だと思ふんですけれども、国難と言われる割には何か何となく私からすればのんびりされているなという感じがするというところでございます。

それはともかくといたしまして、今回の震災では津波の発生によりまして非常に多くの命が奪われたわけでございます。特に、次世代を担うはずの幼稚園とか小学生とかを始めたとして幼い命を奪われる惨状というのは、本当に画面を通して現地にいても、もう目を覆うばかりというような感じでございます。こうした悲劇を繰り返さないためにも、全国の保育所、幼稚園、小学校の各学校、大学等において津波や地震、火災などに子供たちが巻き込まれないようなそういう建物だけではなくて避難体制や避難経路等について直ちに緊急点検を行うべきであるというふうには私は思ふんですけれども、緊急点検をされたのか、あるいはまたされるお考えはあるのか、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(高木義明君) 重要な子供たちの安全確保については、これは危険等の発生時のときに職員がとるべき措置の内容や手順を定めた危険等発生時対処要領というのを策定することとされており、これは、学校保健安全法第二十九条第一項に基づいてのことです。

文部科学省としては、学校安全充実のために、教職員用の参考資料を作成をし、そして各学校に配付をしておりますが、その資料の自然災害等発生に備えた安全管理の中で、例えば、緊急地震速報を受け取った際の対応、避難経路、避難器具の点検、連絡体制、連絡機能の確保など、配慮すべき事項について示しております。

今回の震災を踏まえて、文部科学省としては、学校における児童生徒の安全の確保という観点から、改めて避難体制あるいは避難経路の

チェックポイントを示しつつ、各設置者においてしっかりと点検を行うように促してまいりたいと思っております。

○江口克彦君 指示をされたということですか。済んでいるということですか、指示は。

○国務大臣(高木義明君) これは促してまいります。

○江口克彦君 これから促していくということですね。

○国務大臣(高木義明君) これは言うまでもなく、震災発生当時からそのようなことをある意味では基本的な指導として当然やられるべきでありまして、改めて追った形で我々としては促してまいりたいと思います。

○江口克彦君 促しておられないようですけど、もし促しておられるならいいですけど、促しておられないければ、やっぱり促していく必要があるのではないかと、あるいはまた更に念には念を押していかれた方がいいんじゃないかなというふうには思うということでございます。

日本列島はナマズの上にあるような国ですから、いつ地震が起こるか分からないという状況でございます。特に、小中学校などは避難所に指定されている場合が多いわけですね。その避難所となるべき学校が津波で破壊されてしまうのでは、地域の避難体制そのものが確立できていないということになるわけです。今回も非常に多かった。

保育所や幼稚園も含めて、こうした学校の設置場所について新たな観点から検討し直す、あるいはまた、現状、いつ、どこで地震が起こるかも分からない。東海地震が起こるかもしれない。また、あちらこちらで、関西でもまた起こるかもしれないという、そういうようなことで、もう一度、学校が地震に耐えられるのか、あるいはまた、津波に襲われないのか点検してみる必要があるのではないかと思います。いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(高木義明君) 学校施設ですね、これ

は子供たちにとっても、特に正常な学校運営においては、ほとんどの昼間の時間、子供が過ごす場所でありまして、緊急災害時には地域の避難拠点となるものでございまして、私たちとしては、今回そういうふうなことが機能しておりますし、安全確保については十分に留意するところであろうと思っております。

学校の設置場所については、一義的には設置者の判断によりまして、文部科学省としても、学校の施設の計画あるいは設計上の留意事項を示した学校施設の整備指針というのがありますが、これにおいて、校地環境として、津波など自然災害に対して安全であることが重要だと、こういうことにしております。

また、公立学校の災害復旧事業については、法令に基づいて、被災した施設の原形復旧を基本としながらも、それが困難な場合においては、全壊、半壊した建物を場所を変えて建て直すことなども補助の対象としております。文部科学省としては、今回の自治体の要望等も十分踏まえて対応していきたいと思っております。

災害においては、よく原形復旧か、あるいは改良復旧かというのが議論になるところでございます。私どもは、いつ来るか分からない災害に、やっぱり同じことを繰り返してはならない、そういうことがもう基本だろうと思っておりますので、ある意味では思い切ったことをしなきゃならぬと思っております。

いずれにしても、地元の事情もありましようから、地元としっかりと意見交換をしなきゃならぬことだと思っております。

○江口克彦君 耐震補強というのは今進められておられると思いますが、津波というこういう事態になって、今のところ、現状で津波が来たときに危険な学校の建物というのがどれぐらいあるのかということ把握されているんでしょうか。

○副大臣(鈴木寛君) 平成二十二年の三月あるいは二月に設置場所に関する指針というのは出してありますので、その中で、津波を始め自然災害に

対して安全であるということでの設置場所についても指針を出しておりますけれども、これを受けて検討が始まったところにこの災害が残念ながら来てしまいました。そして、津波のこの規模というものが、もうよく御承知のとおり、世界最高の堤防を越えての津波ということでありまして、ここでいう津波と今起こつてしまつた津波とは、同じ津波でも規模といひますか程度が違います。そういう意味では、今回のレベルの津波ということに対しては改めて精査をしなければいけないというふうに今考えているところでございます。

○江口克彦君 大臣にお尋ねしたいんですけれども、大臣の所信の中で、教育については、本人や家庭だけが経済的負担を負うのではなく、社会全体として支え合うことが必要だというふうに述べられております。しかし、高所得世帯にまで高校無償化や子ども手当により税金による支援を行う必要は、私は身近な周辺に、いろんな若い人たちの話を聞いても、これは必要ないんじゃないかという意見が非常に多いんですね。

前回、私は離島を離れて内地に進学する高校生の居住費補助の必要性について質問させていただきましてけれども、大臣が、高校生活における教育の負担軽減は重要であるから、離島を始め、そういったことについては貴重な検討の課題というふうに私にお答えいただきました。平成二十三年度の予算にも、この離島に住む高校生の居住費補助が盛り込まれていないんですね。そもそも文科省において、貴重な検討の課題というふうに大臣はおっしゃったんですけど、検討されたのかどうかということですよ。もし検討すらしていないというんだつたら約束違反じゃないかというふうに私は申し上げたいんですけども、文科省が離島の高校生への居住費補助は必要ないと考えているのであれば私はささか問題があるのではないかとというふうに思わざるを得ませんし、前回も申し上げましたけど、大臣も選挙区に離島をいっぱいお持ちなんです。そういった方々のお考えと

いか意見といひますかね、御要望といひますかね、あるいはまたそういう人たちのサポートしてあげようというお気持ちはないんですかということをお聞きしたいということですよ。

○国務大臣(高木義明君) 教育費の負担軽減というのは非常に重要なことだと思っております。今委員が御指摘された離島、特に離島の高校生のことです。前回といひますか、昨年の本委員会においても御指摘もありました。私はそのことを十分承知をしております。検討しております。まだしかし、検討結果というものは反映されておられませんけれども、問題意識を持って各自自治体の調査も行っておりますし、特に寄宿舎居住費の補助について、それぞれの様々な取組がございます。

例えば、長崎県、私の関係の長崎県においては、佐世保市がそのようなことを市の単独の事業としております。佐世保市には離島もありまして、その離島の中には高等学校はない。そういうところではやはり佐世保市の高校に通わざるを得ないという状況がございます。これは佐世保市として寄宿舎あるいは宿泊場所の補助を行つておるといふことがございます。

ただ、五島市においては、過去そういう議論はあつたけれども、五島にも高校がございます。五島の地元においては、例えば長崎市やほかのところの高校に通うということになりますと、むしろ過疎化をある意味では進めるようなことにもならざるを得ないという議論も地元には結構あるようでございます。そういう中では、むしろ遠距離通学に対する交通費の補助の方が適切じゃないかという議論もあつて、私もとしましては様々な状況、特に東京もそうでしょうし、離島、外海離島、内海離島ありますけれども、実情様々でございますので、なお検討させていただきたいと思つております。

○江口克彦君 離島で遠距離通学というのはないと思うんですけどね。それはともかくとして、次に移らせてもらいた

いと思ひますが、我が国では領土問題が学習指導要領や教科書にも盛り込まれておまして、子供たちへの教育が既に行われているはずであると思ひます。しかし、最も国益を考へるべき国会議員という立場にあるにもかかわらず、民主党の土肥議員が竹島の領有権主張を中止するとの共同宣言に韓国で署名しているわけですよ。これにつきましては、これハングル語で分かつたとか、印刷されていたからもう仕方なかつたとかといふ、それはちよつと私は軽々過ぎたんじゃないかといふふうに思ひます。そのことにつきまして、私は役職を辞めたから済むという問題じゃないと思ひます。国会議員の本質の問題だと思ひます。

○国務大臣(高木義明君) まず、今個別の名前が挙げられました。私としては、政治家たる者は、まさに自らの責任において言動するということでございますから、その進退については自らが決することになるであらうと。

ただ、私も、今御指摘のとおり、子供たちに対しての我が国の領土、領海、これについては適切に学習指導要領あるいは解説の中でしっかりと指導していかなくやならぬと思ひております。

○江口克彦君 最後の質問です。今の土肥議員に対しての大臣のお答えは、言つてみればどこかのマニュアルに書いてあるとおりだといふふうに私ももう既に予測しておりましたので余り驚きませんけど。

鈴木副大臣にお伺ひしたいんですが、昨年の十月の当委員会におきまして、私質問いたしました、パウチャー制について。そうしたら、鈴木文部科学副大臣から、使途目的に限定した使われ方、その趣旨にかなう制度設計といひますのは進化の余地はあるかといひますという答弁をいただきました。

非常に私は前向きにお答えいただいたと思ひますし、さすが加藤寛さんのお弟子さんだといふふうに思ひておるんですけど、その後、パウチャー制度について御検討いただいているのか、御検討いただいているんだつたら、どこで、いつ、何回開かれたのか教えていただきたいと思ひます。

○副大臣(鈴木寛君) 「新しい公共」円卓会議といひのがございまして、これは、これも加藤先生がおつくりになつた慶応大学湘南藤沢キャンパスの金子郁容教授が座長をされておられますが、その席でもパウチャー制の検討、提案、それからさらに電子マネーシステムなどを使つた御提案といひのがされております。というのが、まず検討状況でございます。

それから、これは子ども手当のそもその法趣旨が子供の健やかな育ちを促進するといひますから、それ以外の関係のない用途に用いられるといひことはもう法の趣旨にそぐわないわけでありまして。そのことをどうやって担保していくのかと、こういうことでございます。

一挙に前進はといひところまでは行つておりませんけれども、本年度に、子ども手当法はこれ暫定法です、時限法で毎年出しています。今年の国会にお出しをしております子ども手当法案では、この委員会での御議論、それから地方公共団体との要望等々も踏まえまして、いろいろな検討をいたしまして、子供の健やかな育ちに必要な経費である学校給食費など、これは修学旅行費とか様々な学用品も含みますが、について、本人の同意により子ども手当から納付、いわゆる天引きです、ね、といひことが出来る仕組みといたしまして、そのことを条文として盛り込んだ子ども手当法案を提出をさせていただいてるところでございます。

これによりますれば、大体給食費が四、五千円、上限ですね、あと学用品が大体合せて一万一千円ぐらいが平均でございます。子ども手当が一万三千円、現行でございます。そうしますと、入学式のときに何らかの意思表示が確認できる措

置、本当はサインして出してもらうのが一番いいわけですが、そうした意思表示が確認できれば、あとは自動的に天引きがなされると、こういったところまでは前進をし、提出をさせていただいたところでございます。

○委員長(二之湯智君) もう時間です。

○江口克彦君 ありがとうございます。ただ、パウチャー制については余り御理解がないということが分かりました。

ありがとうございます。

○委員長(二之湯智君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(二之湯智君) 展覧会における美術品損害の補償に関する法律案及び海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案の両案を一括して議題とします。

まず、展覧会における美術品損害の補償に関する法律案について、政府から趣旨説明を聴取いたします。高木大臣。

○国務大臣(高木義明君) この度、政府から提出いたしました展覧会における美術品損害の補償に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国民が優れた芸術作品を鑑賞し、文化芸術に親しむ環境の中で、豊かで活力ある生活を営むことは極めて重要です。しかし、美術品の評価額の高騰や保険料率の上昇のため、海外の優れた美術品を取り扱う大規模展覧会や地方巡回展の開催が困難になっているとともに、展覧会の規模の縮小や開催の断念が現実的な問題として顕在化しております。

また、諸外国では、日本とロシアを除くG8諸国や多くの欧州各国において美術品の国家補償制度を既に導入しており、我が国においても、文化芸術に対する国際的な信用を確立するため、このような制度を早期に導入することが急務となっております。

この法律案は、以上のような状況に鑑み、政府

が美術品の損害を補償する制度を創設することにより、展覧会の主催者の保険料負担の軽減を図り、国際レベルの展覧会や地方巡回展の開催を充実しようとするものであります。それにより、国民が優れた芸術作品に直接触れる機会を拡大し、国民一人一人の文化的欲求の充足や芸術文化の振興を図るとともに、作品の鑑賞を通じた創造性の涵養や創造的人材の育成により、文化芸術立国の形成を目指すものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、政府が、展覧会的主催者を相手方として、展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、その美術品の所有者に対して損害を補償する契約を締結することができることとするものであります。

第二に、美術品の損害額について、その一定額までは主催者が負担し、それを超える額を政府が補償することとするものであります。その際、政府が補償する金額の上限についても定めることとしております。

第三に、補償契約の締結の限度額は、毎年度の国会の議決を経て決定することとするものであります。

このほか、展覧会及び展覧会の主催者の要件、美術品の取扱いに関する基準の遵守等の所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(二之湯智君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員池坊保子君から説明を聴取いたします。池坊保子君。

○衆議院議員(池坊保子君) ただいま議題となりました展覧会における美術品損害の補償に関する法律案に対する衆議院における修正部分につきまして、その趣旨及び概要を御説明いたします。

本法法律案により創設される美術品損害の国家補償制度の対象となる展覧会につきましては、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模等でない限りはならないと規定されております。また、損失補償下限額につきましても、政令で定める額とされております。

現在、大規模な国際展覧会につきましては、主に国立の美術館、博物館において大都市を中心に開催されている状況がありますが、国公私立の別を問わず、地方における美術館、博物館が開催する展覧会にも、学術的、文化的に価値があり、補償制度の対象とすべきものもあると考えます。また、本法法律の施行により、地方の巡回展もこれまでに以上で開催されることが期待されます。質の高い展覧会が全国各地域で安定的に開催されるよう、損失補償下限額につきましても、以上のことを踏まえて設定されるべきではないかと考えます。

修正の趣旨は、国立のほかに、施設、環境の整備された公立、私立の美術館が全国各地域に設置されている状況を踏まえ、大都市に限らず、全国的な広がりの中で、多様な展覧会が開催できるように政府に配慮を求めるものであります。

概要につきましては、次のとおりでございます。

まず、本法法律案の第三条第一項に、補償契約を締結する場合においては、博物館法第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設における展覧会の開催に資するものとなるよう配慮するものとする旨の内容を加えるものであります。

次に、本法法律案の第四条に第二項として、補償対象損害の額の合計額に関する政令を定めるに当たっては、多様な展覧会の開催に資するよう配慮しなければならない旨の規定を加えるものです。最後に、本法法律案の附則に、政府は、この法律

の施行後三年を目途とし、この法律の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定を加えるものです。

以上が本法法律案の衆議院における修正部分の趣旨及び概要でございます。

何とぞ、御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(二之湯智君) 次に、海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案について、提出者衆議院文部科学委員長田中眞紀子君から趣旨説明を聴取いたします。田中衆議院文部科学委員長。

○衆議院議員(田中眞紀子君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

美術品等の展覧会は、あらゆる世代の国民に優れた芸術作品や貴重な文化遺産に接する機会を提供する極めて教育的、文化的意義を有するものであります。特に海外の美術品等の展覧会は、その国の歴史や文化の理解に役立つものであり、国際文化交流の振興の観点からも、海外の美術品等を借りやすくし、多様な海外美術品等の展覧会が開催できるようにすることが求められております。

本案は、このような状況を踏まえ、海外の美術品等の我が国における公開の促進を図るために、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備及び充実等について定めることにより、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大を図るものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、我が国において公開される海外の美術品等のうち、国際文化交流の振興の観点から我が国における公開の円滑化を図る必要性が高いと認められることその他の政令で定める要件に該当するものとして文部科学大臣が外務大臣と協議の上

で指定したものに對しては、強制執行等をするこ
とができないものとする。

第二に、国は、海外の美術品等の我が国におけ
る公開を促進するため、国の美術館等の施設の整
備及び充実並びに当該施設における鑑賞の機会の
充実のために必要な施策を講ずるものとするこ
と。

第三に、国は、海外の美術品等の我が国におけ
る公開を促進するため、海外の美術品等に関する
専門的知識を有する学芸員等の養成及びその資質
の向上、民間団体が海外の美術品等の公開に関し
て行う活動に対する情報提供等の支援その他の必
要な施策を講ずるものとする。

第四に、国は、海外の美術品等の我が国におけ
る公開を促進するために必要な財政上の措置その
他の措置を講ずるよう努めるものとする。こと等
であります。

以上が本案の趣旨及び内容であります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。
○委員長(二之湯智君) 以上で両案の趣旨説明及
び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わ
りました。

これより両案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○水落敏栄君 自由民主党の水落敏栄でございます。
す。

この度、政府から提出されている展覧会におけ
る美術品損害の補償に関する法律案について、ま
ず質問いたします。

大臣の提案理由説明でもお話がありましたよう
に、国民が優れた芸術作品を鑑賞し、文化芸術に
親しむことは、国民の日々の生活に潤いを与える
だけではなくて、子供たちの感性や創造性を育
み、我が国の将来を担う人材の育成、経済社会の
創造的発展にもつながります。また、優れた芸術
作品を多く展示する質の高い展覧会を開催するこ
とは、その開催地の観光の振興や地域経済の活
性化にも効果があると思われれます。そのために政府

は美術品政府補償制度を創設すべく本法案を提出
されています。

まずは、本法案の趣旨、目的についてお答えを
いただきたいと思います。

○国務大臣(高木義明君) 水落委員にお答えをい
たします。

改めて申し上げますけれども、国内外の優れた
芸術作品に国民が一人一人、より多くの方が接
する中で、文化的欲求を充足をする、そして芸術
文化の振興を図りながら人間性の回復を図るとい
う意味で非常に意義あることだろうと思ってお
ります。そういう中で、文化芸術立国の形成を目指
しておりますし、これは国家戦略上極めて重要な
ことであろうと考えております。

しかしながら、近年、美術品の評価額の上昇
や、テロとかあるいは自然災害等に起因する保険
料率の上昇によりまして、展覧会の美術品の保険
料が高騰しておる、そういう現実がございます。
それによつて、大規模展覧会や地方巡回展の減少
が見られ、展覧会の規模縮小や開催の断念という
事態が生じております。

このような状況を踏まえて、本法案は、展覧会
のために借り受けた美術品に損害が生じた場合
に、損害を政府が補償することによつて主催者の
保険料負担の軽減を図り、展覧会の充実を通じて
国民が優れた美術品を鑑賞する機会の拡大を目的
としております。

以上です。

○水落敏栄君 ありがとうございます。

法案の趣旨は、ただいまお答えいただきました
ように、非常にすばらしいものがあると思つてお
ります。しかし、大切なことは、その制度がしっ
かりと運用されて、そして法案の目的を確実に達
成することだと、こう思っています。そのため
に、美術品政府補償制度の運用について、幾つか
これから質問させていただきます。

第一に、すばらしい展覧会、国が支援するふさ
わしい展覧会の質を担保する方法についてお尋ね
をいたします。

展覧会はただ単に美術品を並べておけばよいと
いうものではありません。展示する美術品にどの
ようなストーリーを持たせるのか、観覧者に対し
て何を訴えたいのか、こういったことまでしっか
りと練り込んだ奥の深い企画を作らなければなら
ない、こう思っています。

また、展覧会の内容もさることながら、貴重な
美術品を借り受けるわけですから、美術品の
管理や施設の管理、何か事故が起きたときの対
応体制、主催者の管理運営能力が高い水準でなけ
ればならない、こう思っています。万が一の場合
には国が多額の補償を行うわけですから、このよ
うな質の確保は美術品の所有者を安定させ、借受
けを行いやすくするためにも非常に重要である
と、このように思います。

美術品政府補償制度の運用に当たつて、文部科
学省ではどのような手段で展覧会の内容や主催者
の管理運営能力を評価し、補償対象とするのか、
お伺いいたします。

○副大臣(笹木竜三君) お答えをします。

今御質問があったこの美術品政府補償制度を運
用していくに当たつては、まず優れた展覧会を開
催するという委員のお話にあった、それをしっか
り実現するために、そして美術品の損害を未然防
止するために、展覧会の内容そして主催者の管理
運営能力を評価、確認する、このことをやってま
いります。

そのために、美術品政府補償制度の申請に際し
て、展覧会の規模や内容、併せて主催者の過去の
実績、組織、人員体制、財務状況などを確認をす
る、そして、その確認をした内容についてその妥
当性を有識者で構成されている文化審議会の意見
を聴く、こうした手順を踏むこととしておりま
す。

この取組によつて展覧会や主催者が要件に適合
しているかどうかを判断していく、そういうふう
に決めております。

○水落敏栄君 申請書の確認とか、審議会です
っかりと審査していくと、こういうことだと思いま

す。できるだけ多くの展覧会を支援することは大
事なことなんですけれども、今お答えいただいた
ような審査をしつかりとしていただいて、さすが
は国が補償する展覧会だと、こう国内外でも評価
され安心していただけるように展覧会の水準を維
持してもらいたい、このように思います。

さて、美術品政府補償制度は、借り受けた美術
品に万が一大きな損害が発生した場合、主催者の
自己負担額を超える部分を国が補償すると、この
したものだと理解しております。

この制度が導入された場合、主催者の経費負担
が少なくなる。そのことで、より良い美術品を借
り受けたら適切な入場料が設定されたりすること
ができると思います。一方で、国が損害を補償し
てくれるということが決まると、場合によっては
主催者の心に過度の安心が生じて、美術品の管理
がおろそかになるとまでは言わないけれども、若
干甘くなるということも起きるのじゃないかと、
このように私は危惧しています。

そのようなことにならないように文部科学省で
はどのような対策を講じていくのかお伺いした
い、このように思います。

○大臣政務官(林久美子君) お答えをさせていた
だきます。

美術品の展示、運搬その他の取扱いにつきまし
ては、文部科学省令で定める基準を遵守すること
を法律上義務付けることにしております。このよ
うした義務に違反したことにより生じた損害は補償
の対象外というふうにはいたしております。また、
補償契約に係る展覧会が適切に実施されているか
どうかを確認するため、政府は展覧会的主催者に
対し、展覧会の実施状況について報告を求めるこ
とができるというふうにはいたしております。

これらの仕組みによつて美術品の安全管理に対
する主催者の意識を逆により高めていって、損害
の防止に万全を期していきたいと考えておりま
す。

○水落敏栄君 お答えいただきましたように、申
請段階でのチェックとか補償契約締結後のチェッ

ク、こうした二重の確認を行うということだと理解をいたしました。国民の鑑賞機会を充実させるとともに貴重な美術品を守ること、これは文部科学省の大切な役割でございますので、制度の運用に当たっては、事前、事後のチェックがしっかりと働くよう是非緊張感を持って取り組んでいただきたい、このように思います。

さて、去る三月十一日に、先ほどから質疑がございましたように、東北・関東地方を中心とする我が国の歴史上未曾有の大震災が発生をいたしました。地震や津波により被災された方々に対し心からお見舞いを申し上げますとともに、現地で救援、復興活動に当たられている方々に対し感謝を申し上げる次第であります。

この度の大震災では、日に日に被害の実態が明らかになってきておりまして、その余りに甚大な被害に国民の皆様も非常に心を痛めておられます。

そんな中、先ほど質疑がございましたように、様々な文化財も被害を受けているという報告が、文部科学省からお答えがございました。民間の損害保険などではこのような地震による損害は免責となっているのも多いわけですが、美術品、政府補償制度ではこれは補償されるのかどうかお伺いしたい、このように思います。

○副大臣(笹木竜三君) 御質問の地震による損害についてですが、この美術品政府補償制度において補償の対象にすると、そういうことになっております。一般の美術品の貸借契約において、地震による損害も対象とした民間保険契約が締結をされております。また、先ほど大臣からの御説明にもあったように、他の国の多くのところでこの美術品政府補償制度が行われているわけですが、その他の国の制度においても地震による損害は補償の対象となっております。このため、我が国においても地震の損害を対象とした政府補償制度を創設することとしております。

参考までに、これを特定損害として一般の損害とは区別をして処理をしようとしているわけ

ですが、自然災害としては地震以外に津波ですとか噴火が対象となっております。人的なものとしてはテロも対象にして特定損害としております。

○水落敏栄君 地震も対象になるということでございます。

地震による損害が補償対象となるということであれば、今般の震災のような地震が起こった場合には政府が実際に補償するような規模の損害になるのではないかと考えますけれども、地震による損害を防止するような対策があるのかどうかお伺いしたい、このように思います。

○副大臣(笹木竜三君) 大きな地震が生じた場合であっても可能な限り被害を防ぐ、あるいは最小限にするという、その措置が必要だと。それは、展覧会のために借り受けた貴重な美術品を守っていくこと、あるいは所有者に対して責任を持つて返却するためにも必要だと思っております。

この制度においては、主催者と補償契約を締結するその際に、施設あるいは設備が必要なる耐火性、耐震性を有しているかどうか、それを確認することとしております。また、主催者に対しては、文部科学省令で定める美術品の安全な展示等のための取扱いに関する基準、この基準を定め、その遵守を法律上義務付けをしております。その補償契約の締結後についても、その義務の確実な履行のために必要な指導、助言を行うこと、そういうふうにしております。

こうした取組で、仮に大きな地震があった場合でも美術品の損害を防止するように努めていく、そのつもりでおります。

○水落敏栄君 契約の際の施設整備のチェックあるいは美術品の取扱基準の遵守、こうしたことをしっかりとやっていかなくちゃならないと思います。そのようにお答えいただいたと思います。

この法律案の目的であります国民が美術品を鑑賞する機会の拡大、これは大変重要なことであります。また一方で、国内外で大切に保護されている貴重な美術品を守り、貸していただいた方に責任を持つてお返しするというのも大事であります。

す。これらのことがきちんと両立されるように文部科学省でもしっかりと制度の運用のために御尽力をいただくよう強くお願いをいたしまして、本法案の質問は終わらせていただきます。

次に、衆議院文部科学委員長提案の海外美術品等公開促進法について質問させていただきます。が、法案作成に当たられた古屋圭司先生に御出席をいただいております。かねてから懸念でありました本法案の作成について、本日に御苦労が果たと拝察をいたしますけれども、古屋先生を始め法案作成に当たられた各位に対し、改めて感謝とお礼を申し上げる次第であります。

まず、本法案の提出に至る背景や法案の趣旨について伺います。

海外の美術品等の貸出しを受け日本国内においても展覧会を開催し公開することは、日本国民が多様な文化に接する機会に恵まれることになり、大きな意義があると考えます。公開促進法案はこのような機会の増大につながると思われれますが、法案作成については大変な御苦労があったと思います。まず、法案提出に至る背景や法案の趣旨についてお伺いをしたいと思います。

また、この法案は海外から借り受けた美術品が我が国の主権の範囲内にある場合は強制執行を禁止するとのことでありますが、この法案が制定されないといふような弊害が起きるのでありましようか。

既に一昨年、平成二十一年に、いわゆる主権免除法が制定されておまして、外国や外国の政府機関が所有する美術品等については強制執行が禁止されておりますけれども、この関係も含め、併せて公開促進法提案者であります古屋圭司先生にお伺いしたい、このように思います。

○衆議院議員(古屋圭司君) お答えをさせていただきます。

委員の方から今、私が昨年の臨時国会でこの法案提案代表者として出させていただいた経緯もございまして御指名をいただいたというふうに思います。質問は三点あったと思います。この法案の

設立した背景は何かということ、それからこの法案が成立しなければどんな支障があるのか、それから三つ目は主権免除法との関係、こういうことだと思います。

まず一点目でございますけれども、世界にはいろんな美術品がございますが、しかし、長い間の人類の積み重ねの中ですばらしい芸術的、文化的価値を持ったものが多々ございます。そういったものが無条件に多くの国民に触れる機会があるかという、必ずしもそうではありません。なぜか。それは、そういった美術品は例えば世界の紛争あるいはいろんなトラブル等々によって所有権がはっきりしないままその美術品等が移行しているというケースがあるからであります。

そうなりますと、本当はその美術品を海外に貸し出してお見せをしたいんだけれども、そのオーナーにとってみると、場合によっては海外に貸し出したときに強制執行、具体的には差押えだとか仮処分というものをされる危険性があるということとで貸出しをちゅうちょしてしまおうというケースは実は少なくありません。そういうことがあつて、やはり我が国の主権の範囲内にある間はそういった強制執行が一切できないようにするという法律が必要であらうということになります。

実は、このことは世界のあらゆる美術品が対象になります。しかし、今も御指摘があったいわゆる主権免除法によって、国あるいは政府の機関が持っているものは一昨年この法案が成立したことによって強制執行ができなくなりました。しかしながら、国並びに政府以外のものについては対象になっておりません。そうしますと、個人であるとか団体であるとか、持っているものは対象になりませんので、例えば戦後の混乱期に日本のものが実はアメリカあるいはヨーロッパに渡って、すばらしい芸術的価値があるものではない展示を日本ですばらしいと、向こうのオーナーがそういった差押えを懸念して出さないというケースもある。ということで、世界の国が所有している以外のあら

ゆる美術品を対象とするという法案を作ったというの背景であり趣旨であります。

したがって、例えば台湾、台湾は御承知のように国ではございません。ということで、台湾の例えば故宮博物院に所蔵されている美術品も当然対象になるということになります。したがって、もしこういった法案がない場合には、そういった海外の皆様が、オーナーの皆様が、オーナーというか現オーナーと言った方がいいですね、の皆さんがその貸出しをちゅうちょするということになりかねないわけでありまして。

この法案ができることによって、この法案の趣旨であります多様な文化に接する機会を我々が提供していくということにつながるというふうに確信をいたしております。

○水落敏栄君 詳しく御説明をいただきました。よく分かりました。ありがとうございます。

この法案では、第三条に強制執行禁止措置の対象となる海外の美術品等を外務大臣と事前に協議の上で文部科学大臣が指定すると、こうなっておりますが、外務大臣と協議することとした趣旨はどういうことか。何か。

また、美術品等となっておりますけれども、この等ではどのようなものが対象となるものとして想定されているのか、古屋先生、お答えをいただきたい。

○衆議院議員(古屋圭司君) お答えさせていただきます。

まず、後段の方でございますが、美術品等とは一体何なんだ。これはこの法案にも書いてありますし、文化的な価値のある所産というものが入っている。じゃ、それは何かという、例えば美術品だとか絵画とか骨とう品というのは当然これに入ってくると思いますけれども、それ以外に、例えば、具体的に言うともンモスの牙とかあるいはミイラとかですね、こういったものも当然この範囲に入るものであろうということが推測できます。この法案の構成は、文部科学大臣が指定をするということになっていきますので、その展覧会の

中身を精査の上、この規定に入るものであるならば指定をするということになろうかというふうに思います。

それともう一点は、なぜ外務大臣と文部大臣が事前協定をするかということでありまして。

これは、御承知のように、文部科学省設置法によつては、芸術文化振興に関することは文部科学大臣が所掌でございますが、外交に関することは除く。外交に関することは要するに外務大臣が所掌をいたしております。私たちが一番そこを気を遣ったところでございまして、今、前の質問でも私若干触れさせていただきましたが、例えば台湾、これは中国はもちろん国としては認めておりませんし、世界も地域とかエコノミーとか言つて、APECでもそういう形になっております。そうなりますと、ゆめ間違つてもやはり外交問題にさせるというのはこの法案の目指すところではありません。やはり外交問題には絶対させない。事前に外務大臣と文部科学大臣が協議をして、そういった問題は一切ないですねということ十分に相談をした上で文部科学大臣が指名をするというふうにしておけば懸念がなくなるということでありまして。

実は、この背景ですけれども、私も何度か台湾にも訪問しました。そして台湾の故宮博物院というのは、実は院長は閣僚がなっております。大変重要な組織であります。歴史的背景を見ると、あのいわゆる当時の国民党を支えていた蒋介石氏が台湾に移ったときに一緒に持ってきたというものでありますから、厳密に言うところこの国の所有だということとは問題になることは事実であります。しかし、現実として台湾という地域に今それは所蔵されているということでありまして、もし仮にこの台湾の故宮博物院に所蔵されている美術品を日本に展示をするということであるならば、事前に文部科学大臣と外務大臣がしっかり協議をしていただいで、そしてその上で、外交問題にはならないということで協議をしていただいたから、この法律のルールに基づきまして指定をし

て、そしてこの台湾の故宮博物院の美術品をこちらに持ち込むことができる。

あるいは、それだけに限りません。例えば、海外の有力な私人が持っている美術品等々はあると思います。これも、もし貸し出したときにこの法がなくて万が一差押え等々の法的行為がなされたときに外交問題になるといっても一〇〇%ないとは言いつてもいい。そういったときに、事前に外務大臣と文部科学大臣が協議をして、関係者とも事前のすり合わせをすればそういうことは未然に防げるであらうと、こういうことでこの条文を入らせていただいたと、こういうことでござい

ます。

○水落敏栄君 ありがとうございます。

最後にありますけれども、この公開促進法案が成立したことによって強制執行についての禁止がとられることによりまして、その結果、先ほど例えば台湾の故宮の美術品というお話がございましたけれども、どのような展覧会を開催することが可能となるんでしょうか。ちよつとタブーなかも分かりますが、お尋ねしたいと思ひます。

○衆議院議員(古屋圭司君) 実は、この法案を作るときに、一昨年お亡くなりになった平山郁夫先生が大変熱心に取り組んでおられました。私のところにも何度も御相談にいられました。実は、これは私事になりますが、平山郁夫先生は私の地元の前田青邨画伯の弟子でございまして、そんなこともあつて私も懇意にさせていただいたわけでございまして、平山先生から実は二つの宿題をいただいていたんです。

一つは、もう既に成立しましたが、海外の歴史の遺産の修復、保護、推進に関する法案、これは既に五年ほど前に成立をいたしました。その当時は海外の美術品、失礼、例えばアンコールワットとかバミヤンとか、こういう歴史的遺産は、日本の政府が日本の国旗を掲げて修復をするということは残念ながら認められていませんでした。一個人あるいは一大学がやるということでは

平山先生はその当時、戦闘機の尾翼のかけらの予算と新しい法律があつたら、すばらしい芸術的、文化的国際貢献ができるんですよ。さすがに芸術家のお言葉でございました。私はそれを聞いて、それならば法案を作ろうということで、実はそういった修復を国を挙げて政府の下でやる、こういうことになりました。今皆さん、海外のアンコールワット等々行つていただきますと、入口に日本国旗が掲げられて、そういうコメントが出ています。これこそまさしく芸術文化による国際貢献であります。

もう一点が、実はこの今回出させていただいている法案であつたわけでありまして。

平山郁夫先生の夢は、台湾の故宮博物院と北京の故宮博物院、これの文物、美術品を日本で同時に展覧会をするというのが平山先生の夢でございました。この夢が実現される前に他界をされたということは非常に残念でございますが、今日こうやって審議をいただいでこの法案が成立をする運びになれば、お墓にもしっかりと御報告ができるというふうに私は思つております。

もし仮に同時開催ということが、これはいろいろ今後の情勢があります、それはルール上可能になつたわけでありまして、そうなると思はる歴史的な展覧会というのが私は可能になると思ひます。今、例えば日本から台湾には大体年間百三十万人から四百四十万人の観光客が行つています。その大分はほとんどあの故宮博物院を見て、みんな感動して帰つておられます。中国の故宮博物院からは、かつて兵馬俑とか等々が来て大変な評価を得ています。そうなりますと、私は、かつてモナリザ、あれは一九七四年だったですかね、あのときに、日本に来たときに、百五十万人近く来客者があつたはずであります。しかし私は、恐らくそれをもしのぐような歴史的な展覧会が可能になるというふうに思ひます。

このことは、外交的にも私は非常な良い効果をもたらすのではないかと、こんなふうに思つていてるわけでございます。そのほかにも例えば、皆さ

んよくワシントンなんかにも行かれますよね。そうすると、ワシントンの近郊に浮世絵だとかの原画がもう山ほど展示してある美術館がございす。実はあれも、元をたせば日本の所有でありました。しかし、いろいろ戦後の混乱等々で、結果として向こうに展示をされている。こういったものも、しっかりと交渉することによって絶対日本ではそういった法的手段、強制執行はできませんよということになれば、向こうのオーナーは安心してお貸しすることになるわけであります。そういう夢の展覧会というのがたくさん開会することができ。結果として、これによってこの法案の目的であります多様な文化芸術に接する機会を国民に提供していくということにつながると思ひます。

そういう意味におきまして、是非とも皆様方の御理解をいただきたいということであります。

ありがとうございます。

○水落敏栄君 一例を挙げますと、私も台湾に台北にございます故宮博物館の美術品、拝見しておりますけれども、あの故宮の美術品が我が国で展示されることになれば本当にすばらしいことであらいますし、また我が国と台湾との友好関係が一層、一段と深まると、このように確信をするものであります。この法案について大変御苦勞をいただきました関係各位に改めて感謝申し上げます。

以上で質問を終わります。

ありがとうございます。

○委員長(二之湯智君) 他に御発言もないようです。から、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案の修正について神本君より発言を求められておりますので、この際、これを許します。神本美恵子君。

○神本美恵子君 私は、ただいま議題となっております展覧会における美術品損害の補償に関する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、

公明党及びみんなの党を代表いたしまして修正の動議を提出いたします。

修正案の内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

修正の要旨は、原案において平成二十三年四月一日となつてゐる施行期日を公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日に改めるとともに、所要の規定の整理を行うものでございます。

何とぞ委員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長(二之湯智君) これより両案及び修正案について討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。初めに、展覧会における美術品損害の補償に関する法律案について採決を行います。

まず、神本君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(二之湯智君) 全会一致と認めます。よつて、神本君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(二之湯智君) 全会一致と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定しました。

次に、海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(二之湯智君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(二之湯智君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十七分散会

〔参照〕

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案に対する修正案

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「平成二十三年四月一日」を「公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日」に改め、附則第三項中「平成二十二年法律第 号」を「平成二十三年法律第 号」に改める。

三月十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案(衆)

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案

資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「海外の美術品等」とは、我が国における公開のために要する期間を除き海外に在る次に掲げるものをいう。

一 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産

二 前号に掲げるもののほか、学術上優れた価値を有する動産で政令で定めるもの

(海外の美術品等に対する強制執行等の禁止)

第三条 我が国において公開される海外の美術品等のうち、国際文化交流の振興の観点から我が国における公開の円滑化を図る必要性が高いと認められることその他の政令で定める要件に該当するものとして文部科学大臣が指定したものに對しては、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない。ただし、当該指定に係る海外の美術品等を公開するため貸与した者の申立てにより強制執行、仮差押え及び仮処分をする場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の指定(以下この条において単に「指定」という。)は、我が国において海外の美術品等を公開しようとする者の申請により行う。

3 文部科学大臣は、指定をしようとするときは、外務大臣に協議しなければならない。

4 文部科学大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る海外の美術品等について、文部科学省令で定める事項を公示しなければならない。

5 文部科学大臣は、指定に係る海外の美術品等が第一項本文の政令で定める要件に該当しなくなったときその他政令で定める場合には、指定を取り消すことができる。この場合において

6 前各項に定めるもののほか、指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(国の美術館等の施設の整備及び充実等)

第四条 国は、海外の美術品等の我が国における

公開を促進するため、国の美術館等の施設の整備及び充実並びに当該施設における鑑賞の機会の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

(専門的知識を有する者の養成及びその資質の向上等)

第五条 国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、海外の美術品等に関する専門的知識を有する学芸員等の養成及びその資質の向上、民間団体が海外の美術品等の公開に関して行う活動に対する情報提供等の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第六条 国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三月十日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は同日)

一、海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案(衆)

三月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、父母の教育費負担を軽減し、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第一八九号)(第一九〇号)(第一九一号)(第一九二号)(第一九三号)(第一九四号)(第一九八号)

一、教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育に関する請願(第二一二号)(第二一三三号)(第二一四号)(第二二五号)(第二二六号)(第二二七号)

第一八九号 平成二十三年二月二十五日受理
父母の教育費負担を軽減し、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願
請願者 栃木県芳賀郡益子町生田目三六五ノ一 高橋剛 外三千九百九十九名

紹介議員 谷 博之君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一九〇号 平成二十三年二月二十五日受理
父母の教育費負担を軽減し、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願
請願者 山形市十日町二ノ二ノ三三ノ三〇四 三ツ本武仁 外一万三千九百九十九名

紹介議員 渡辺 孝男君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一九一号 平成二十三年二月二十五日受理
父母の教育費負担を軽減し、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願
請願者 岡山市北区野田一ノ九ノ一二二小橋操 外二万五千十名

紹介議員 谷合 正明君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一九二号 平成二十三年二月二十八日受理
父母の教育費負担を軽減し、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡長与町まなび野三ノ二三ノ一五 前田章子 外千五百七十三名

紹介議員 金子原二郎君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一九三三号 平成二十三年二月二十八日受理
父母の教育費負担を軽減し、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願
請願者 岡山県赤磐市山陽三ノ五ノ三六

岡田卓史 外二万五千九百名
紹介議員 姫井由美子君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一九四号 平成二十三年三月一日受理
父母の教育費負担を軽減し、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願
請願者 山口県周南市遠石二ノ七ノ三二一山中文 外三万二千二百七十一名

紹介議員 藤谷 光信君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一九八号 平成二十三年三月二日受理
父母の教育費負担を軽減し、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願
請願者 横浜市中区桜木町三ノ九 長谷川正利 外五万九千九百九十九名

紹介議員 水戸 将史君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二一二号 平成二十三年三月三日受理
教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育に関する請願
請願者 石川県白山市千代野西六ノ一二ノ二 巢立祐美子 外四万四千八百七十六名

紹介議員 井上 哲士君
一人一人の子供たちに行き届いた教育が保障され、全ての児童・生徒が生き生きと楽しい学校生活を送るためには、教育格差をなくし、三〇人学級の実現を始めとする教育条件を整備すること、そして、教育予算の大幅な増額と併せて、各種の援助制度を充実させることが重要である。

ついでには、次の事項について実現を図られたい。

一、行き届いた教育の実現のため、国の教育予算を大幅に増やすこと。
二、教育費の無償化、父母負担の軽減を進めること。

1 教育費の無償化の前進のため、当面年収五〇〇万円以下の家庭の子供については、高校、大学の学校納付金を無償にすること。
2 小中での教育活動に不可欠な教材費、給食費など学校納付金を無償にすること。

3 高校・大学生に対する給付制の奨学金制度、高校生を対象にした就学援助制度を創設すること。

4 就学支援金を拡充し、私立高校の学費負担を軽減するとともに、私学助成を拡充すること。

三、教育条件の整備・改善を進めること。

1 国の責任で小学校・中学校・高等学校の三〇人以下学級を実現すること。
2 子供たちと向き合える時間を確保するため、教職員を増員すること。

3 定時制高校をなくさないこと。
4 障害がある全ての子供たちの教育の充実に向けて、教職員を増やし、教育条件を整備すること。

第二一三三号 平成二十三年三月三日受理
教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育に関する請願
請願者 滋賀県草津市上笠二ノ一八ノ三 齊内敦子 外四万四千八百七十四名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二一四号 平成二十三年三月三日受理
教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育に関する請願
請願者 北海道岩見沢市美園五条四ノ三ノ二 三原千津子 外四万四千八百七十四名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。

第二一五号 平成二十三年三月三日受理 教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育に関する請願 請願者 東京都中野区野方五ノ三三ノ二ノ三〇三 島田茂 外四万四千八百七十四名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。	第二一六号 平成二十三年三月三日受理 教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育に関する請願 請願者 群馬県伊勢崎市安堀町一、四五七ノ一 小島涼子 外四万四千八百七十四名 紹介議員 大門美紀史君 この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。	第二一七号 平成二十三年三月三日受理 教育格差をなくし、子供たちに行き届いた教育に関する請願 請願者 兵庫県宝塚市桜が丘七ノ一八 村田 恵 外四万四千八百七十四名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第二一二号と同じである。	三月十八日本委員会に左の案件が付託された。 一、父母の教育費負担を軽減し、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願（第三三七号） 一、学校司書の法制化に関する請願（第二八九号） 一、父母の教育費負担を軽減し、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願（第二九〇号）	第三三七号 平成二十三年三月四日受理 父母の教育費負担を軽減し、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願
た教育を求める私学助成に関する請願 請願者 愛知県春日井市大留町五ノ三〇 稲森裕之 外三十八万名 紹介議員 藤川 政人君 この請願の趣旨は、第九号と同じである。	第二八九号 平成二十三年三月九日受理 学校司書の法制化に関する請願 請願者 埼玉県春日部市藤塚一、六四〇ノ二四 五十嵐滝 外三千百二十三名 紹介議員 石井 浩郎君 この請願の趣旨は、第一九号と同じである。	第二九〇号 平成二十三年三月十日受理 父母の教育費負担を軽減し、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願 請願者 東京都八王子市八幡町六ノ一三ノ三〇四 鴨志田勇 外十万千六百三十三名 紹介議員 大河原雅子君 この請願の趣旨は、第九号と同じである。		

平成二十三年四月五日印刷

平成二十三年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局